

# 松戸市国民保護計画

松 戸 市

(令和5年9月修正)

## 目 次

第1編 総論	1
第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
第2章 国民保護措置に関する基本方針	4
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	6
第4章 市の地理的、社会的特徴	9
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	13
第2編 平素からの備えや予防	16
第1章 組織・体制の整備等	16
第1 市における組織・体制の整備	16
第2 関係機関との連携体制の整備	21
第3 通信の確保	24
第4 情報収集・提供等の体制整備	25
第5 研修及び訓練	29
第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	31
第3章 物資及び資材の備蓄、整備	34
第4章 医療救護体制の整備	36
第5章 避難行動要支援者の支援体制の整備	38
第6章 国民保護に関する啓発	40
第3編 武力攻撃事態及び予測事態への対処	41
第1章 事態認定前の対処	41
第2章 市国民保護対策本部の設置等	44
第3章 関係機関相互の連携	50
第4章 警報及び避難の指示等	54
第1 警報の伝達等	54
第2 避難住民の誘導等	57
第5章 救援	67
第6章 安否情報の収集・提供	71
第7章 武力攻撃災害への対処	74
第1 武力攻撃災害への対処	74
第2 応急措置等	75
第3 生活関連等施設における災害への対処等	81
第4 NBC攻撃による災害への対処等	83
第8章 被災情報の収集及び報告	86
第9章 保健衛生の確保その他の措置	87
第10章 国民生活の安定に関する措置	89
第11章 特殊標章等の交付及び管理	90

第4編 復旧等 .....	92
第1章 応急の復旧 .....	92
第2章 武力攻撃災害の復旧 .....	93
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等 .....	94
第5編 緊急処理事態への対処 .....	95
第1章 総論 .....	95
第1 基本的考え方 .....	95
第2 事態想定ごとの被害概要 .....	96
第3 平素からの備え .....	98
第2章 緊急処理事態への対処 .....	99
第1 事態認定前の対処 .....	99
第2 市緊急処理事態対策本部の設置等 .....	101
第3 関係機関相互の連携と主な役割 .....	102
第4 緊急処理事態への対処上の留意点 .....	117

# 第1編 総論

## 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、松戸市国民保護計画（以下「市国民保護計画」という。）の趣旨、構成等について定める。

### 1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

#### （1）市の責務

市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び千葉県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

#### （2）計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

#### （3）計画に定める事項

市国民保護計画においては、市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

### 2 計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態及び予測事態への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

### 3 計画の特色

#### (1) 市の実情・特性にあった計画

市は、首都東京に隣接する人口密集地域である特性などを踏まえ、計画を策定した。

#### (2) 大規模テロなどの記述を充実

市で発生する可能性がより高いと思われる大規模テロなどを想定し、その具体的記述に努めた。

#### (3) 初動体制を充実

県国民保護計画に示される初動体制充実の方針を踏まえ、国による事態認定前であっても緊急事態が発生した場合の初動対応を切れ目のないものにするなど体制の充実を図った。

#### (4) 避難・救援等の記述を充実

高齢者、障害者等の避難行動要支援者をはじめとして、住民の避難・救援等についての措置及び平素からの備えにおける記述を充実させた。

### 4 松戸市地域防災計画との関連

この計画は、国民保護措置の実施体制、住民の避難や救援の実施に関する事項、平素において備えておくべき物資等に関する事項などを定めるものであり、一部は風水害や地震などの自然災害や大規模な事故などに対処するための「松戸市地域防災計画」の内容を参考とした。

なお、国による事態認定が行われる前の初動段階では、原因不明の緊急事態に対し、その態様に応じ、また大規模事故であるとの判断のもと「松戸市地域防災計画」に基づく対応がなされる場合も想定される。

### 5 計画の見直し、変更手続

#### (1) 計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、松戸市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

#### (2) 計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、松戸市国民保護協議会に諮問の上、県知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法

律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、松戸市国民保護協議会への諮問及び県知事への協議は要しない。）。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

### (1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、警戒区域の設定による退去命令等の実施に当たって、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### (2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### (3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報などの国民保護措置に関する正確な情報を、市の防災行政無線、広報車、株式会社ジェイコム千葉 東葛・葛飾局等あらゆる広報手段を使用し、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

このとき、特に高齢者、障害者及び外国人その他情報伝達に際し支援を必要とする人にも配慮するものとし、確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

なお、指定地方公共機関は、それぞれの広報手段を活用して、国民に迅速に国民保護措置に関する情報を提供するよう努めることとされている。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市区並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

特に、千葉県及び江戸川を挟んで隣接する東京都・埼玉県の区市との連携体制の整備に努める。

### (5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、避難誘導に必要な援助、救援に必要な援助、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助などについて協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとされていることにかんがみ、市は、国民への協力要請に当たり強制しないよう配慮する。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

## **(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施**

市は、国民保護措置の実施に当たっては、警報及び緊急通報の伝達や避難誘導、救援などについて、高齢者、障害者、乳幼児、病人及び外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

## **(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重**

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

## **(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保**

市は、市並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する市の区域に係る国民保護措置についてその内容に応じ、国、県等から入手した情報、武力攻撃災害の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、市は、国民保護措置の実施に関し国民に協力を要請する場合には、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時に十分提供すること等により、その要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

## **(9) 外国人への国民保護措置の適用**

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

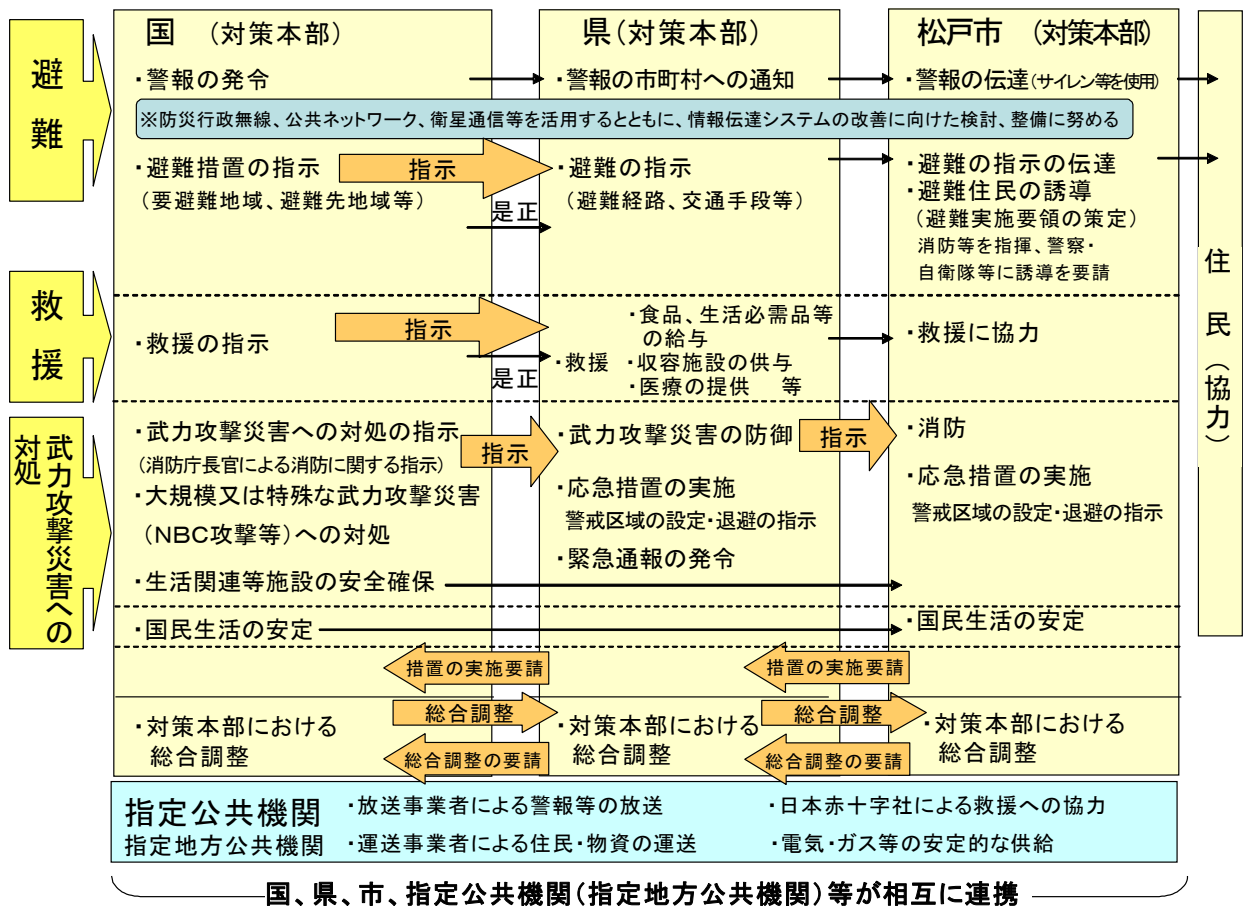


# 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握するとともに、関係機関の事務又は業務の大綱に基づき、事態に備えまた対処するものとする。

## 【国民保護措置の全体の仕組み】

### 国民の保護に関する措置の仕組み



## ○市の事務

事務又は業務の大綱	
1	国民保護計画の作成
2	国民保護協議会の設置、運営
3	国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
4	組織の整備、訓練
5	警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
6	救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
7	退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
8	水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
9	武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

## ○県の事務

事務又は業務の大綱	
1	国民保護計画の作成
2	国民保護協議会の設置、運営
3	国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
4	組織の整備、訓練
5	警報の通知
6	住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施
7	救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
8	武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施
9	国民生活の安定に関する措置の実施
10	交通規制の実施
11	武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

## ○関係機関の事務

### 【関係指定地方行政機関等（自衛隊を含む）】

機関の名称	事務又は業務の大綱
国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所 国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧
農林水産省関東農政局	1 応急用食料調達・供給支援 2 農業用ダム等の安全確保 3 NBC（核・生物・化学兵器）攻撃等による汚染農産物の安全確認 4 家畜保護による配慮 5 農林水産業に係る被害拡大防止 6 農林水産業関係施設の応急の復旧 7 食料等の価格・供給の安定に必要な措置 8 被災農林漁業者への資金の融通に関する措置
千葉海上保安部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
陸上自衛隊松戸駐屯地	1 国民保護等派遣部隊による救助・消防・水防活動及び救援物資の輸送等に関する事

### 【関係県機関（県警察含む）】

機関の名称	事務又は業務の大綱
千葉県東葛飾地域振興事務所	1 災害に関する情報の収集・伝達及び指示に関する事 2 災害救助に係る連絡・調整に関する事 3 その他災害の防除と拡大の防止に関する事
千葉県東葛飾土木事務所	1 県の所管に係る河川、道路、橋梁の保全に関する事 2 排水機場施設の総括的な保全に関する事 3 水防に関する事
千葉県企業局市川水道事務所松戸支所	1 応急給水に関する事 2 所管に係る水道施設の応急復旧に関する事
千葉県松戸健康福祉センター（松戸保健所）	1 医療施設の保全に関する事 2 医療及び助産救護に関する事 3 防疫その他保健衛生に関する事

千葉県松戸警察署 千葉県松戸東警察署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害情報に関すること</li> <li>2 被災者の救出及び避難に関すること</li> <li>3 死体（行方不明者）の捜索並びに検視に関すること</li> <li>4 交通規制に関すること</li> <li>5 交通信号施設等の保全に関すること</li> <li>6 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること</li> </ol>
-----------------------	--

### 【指定公共機関・指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示解除を含む。）の内容並びに緊急通知の内容の放送
鉄道事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保
バス事業者	1 避難住民の運送の確保
トラック事業者	1 緊急物資の運送の確保
電気通信事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力</li> <li>2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取り扱い</li> </ol>
電気事業者	1 安定的な電力供給の確保
ガス事業者	1 安定的な燃料供給の確保
日本郵政株式会社	1 郵便の確保
病院その他の医療機関	1 医療助産等救護活動の実施
日本赤十字社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救援への協力</li> <li>2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答</li> </ol>

### 【その他の機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
松戸市消防団	1 消防活動などの協力に関すること
松戸市医師会 松戸歯科医師会 松戸市薬剤師会	1 災害時における医療対策に関すること
松戸市赤十字奉仕団	1 災害時における食糧供給の協力に関すること
社会福祉法人松戸市社会福祉協議会	1 ボランティアに関すること

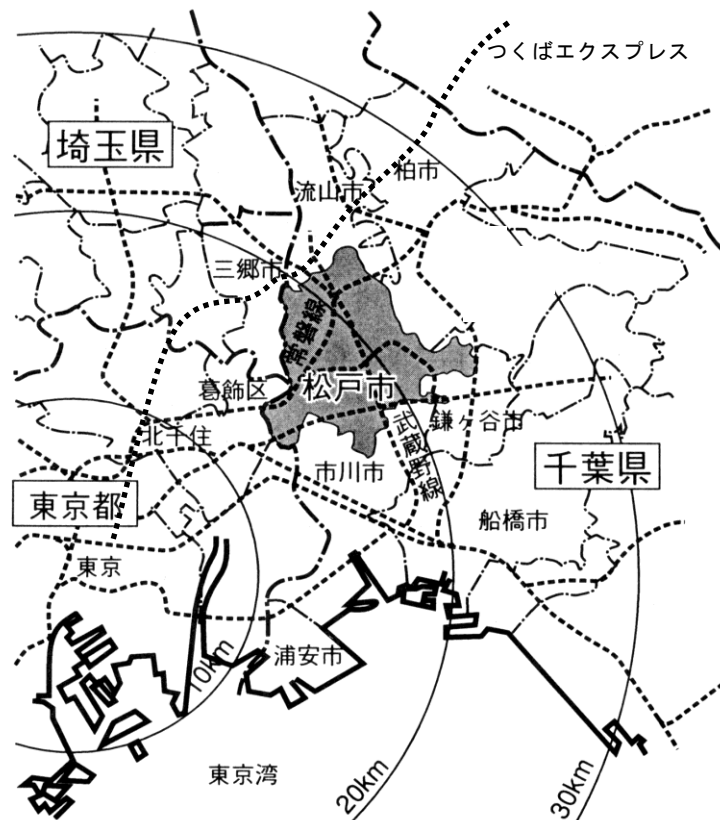
## 第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、以下の市の地理的、社会的特徴等を考慮し、市国民保護計画を策定し、国民保護措置の実施に当たるものとする。

### (1) 地勢

松戸市は、北から東へ流山市、柏市、東から南へ鎌ヶ谷市及び市川市に囲まれ、西は江戸川を隔てて東京都葛飾区並びに埼玉県三郷市に面している。

東京都心部から概ね 20km 圏に位置し、市域の最西端葛飾橋地点東経 139° 52′ から始まり、最東端六実踏切地先東経 140° 0′ に終り、最南端は高塚新田、市川市との境界点北緯 35° 44′ から最北端幸田と流山市との境界点北緯 35° 51′ に至る東西 11.4km、南北 11.5km、周囲 56.145km で、面積は 61.38km<sup>2</sup>である。



### (2) 地形

松戸市の東は下総台地の一部に属する台地（下総台地）であり、この台地の中に樹枝状に深く入りこんだ谷（谷地田）がある。

一方JR常磐線の西側と県道市川・松戸線の西側より江戸川間は低地であり、台地との高低差は 25m内外である。

### (3) 沿革

市の黎明は遠く原始時代にさかのぼり、市内諸所の丘陵には幸田・平賀・上本郷など多数の貝塚が分布し、竪穴住居跡も多数発見されている。江戸時代、市の大部分は天領（幕府直轄領）、旗本領となり、また松戸・小金町は水戸街道の宿場町として、松戸は江戸川

水運の河岸場としてにぎわいをみせていた。

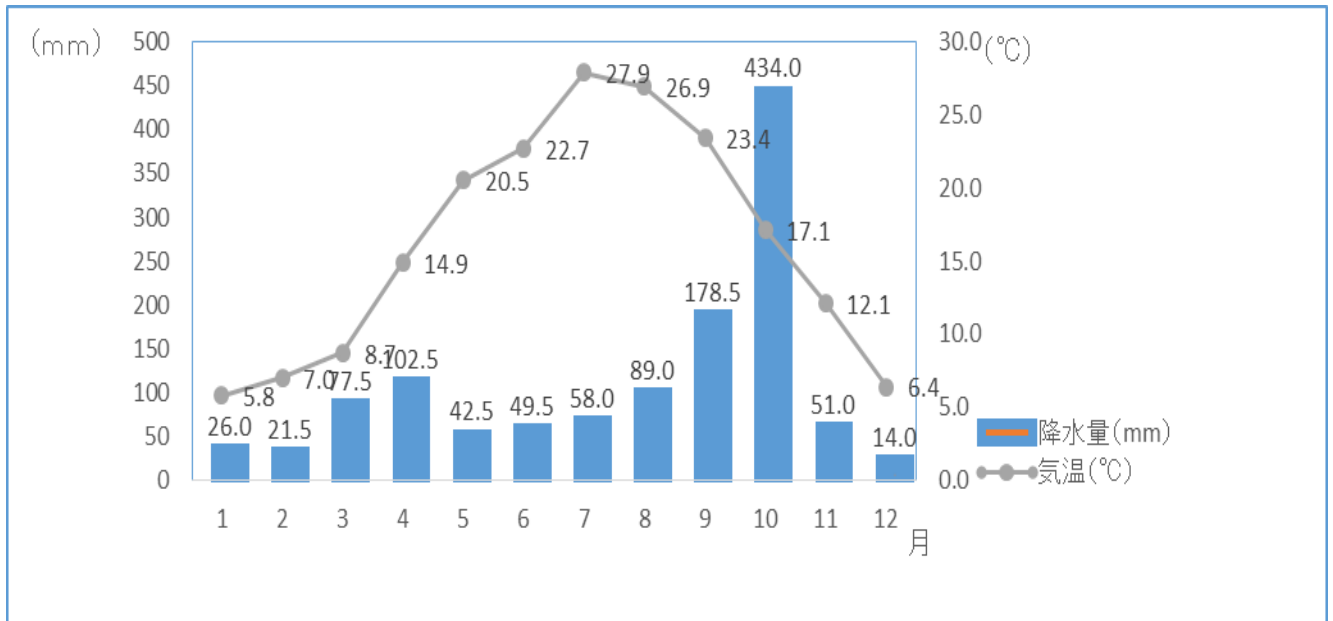
昭和に入り、31年に沼南村の一部を編入し現在の市域が確立され、新京成電鉄（松戸～津田沼間）の開通、常盤平団地の入居開始等により、以降飛躍的な人口増加を記録した。

平成に入り、近年は人口増加の傾向も緩やかなものになり、自然増加が中心の堅調な増加が続いている。

#### （４）気候

平成20年～平成29年の過去10年間の年平均気温は16.0℃、平均最低気温は1月の5.8℃、平均最高気温は7月の27.9℃となっており、おおむね温暖な気候である。

過去10年間の平均年間降水量は約1,413.9mmで10月に多い傾向となっている。



#### （５）人口分布

市の人口は、平成31年3月31日現在496,961人、世帯数は238,320世帯となっている。

市内地区別の人口は、明第一地区55,581人、常盤平地区52,773人、東部地区49,160人で、明第一地区に11.2%、常盤平地区に10.6%、東部地区に9.9%の人口が集まっている。

また、昼夜間人口比率（常住人口100人当たりの昼間人口の割合）は82.0%（平成27年国勢調査）で、この数字は全国的にみても低く、依然近郊住宅地としてのいわゆるベッドタウン化の現象が続いている。

#### （６）道路の位置等

現在、国道3路線、県道16路線、市道5,388路線が認定され、市民生活を支えている。また、都市計画道路は41路線、総延長119.2kmが決定されている。

市のほぼ中心部を国道6号とJR常磐線が並びながら縦断し、都心と常磐・東北方面を結ぶ主要幹線道路となっている。

## (7) 鉄道の位置等

鉄道は、J R 常磐線（各駅停車は東京メトロ千代田線と相互乗り入れ）、J R 武蔵野線、新京成線、東武野田線、流鉄流山線、北総線の6本の鉄道が走り市民の足となっている。



## (8) 自衛隊施設等

本市周辺の主な自衛隊の施設は次のとおりである。

所在地	施設・主要部隊
船橋市・八千代市	(陸上自衛隊) 習志野駐屯地：第1空挺団 習志野演習場：習志野駐屯地業務隊、特殊作戦群 (航空自衛隊) 習志野分屯基地：第1高射群第1高射隊
松戸市・鎌ヶ谷市	(陸上自衛隊) 松戸駐屯地 ：関東補給処松戸支処、第2高射特科群、需品学校、需品教導隊
柏市	(陸上自衛隊) 柏高射教育訓練場：第2高射特科群 (航空自衛隊) 柏送信所：航空システム通信隊
柏市・鎌ヶ谷市	(海上自衛隊) 下総航空基地 ：教育航空集団司令部、下総教育航空群、移動通信隊、第3術科学校 航空補給処下総支処、下総航空基地隊

## (9) 市での留意事項

### ○武力攻撃事態、緊急対処事態生起への国の認識

平成16年12月10日付け閣議決定「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について」(以下、「防衛計画の大綱」という。)によれば、「我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえると、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下する一方、我が国としては、地域の安全保障上の問題に加え、新たな脅威や多様な事態(大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態)に対応することが求められている。」と国の認識が示されている。

### ○我が国の安全保障上の考慮点

我が国の安全保障上の考慮点について、防衛計画の大綱では、「奥行きに乏しく、長大な海岸線と多くの島嶼が存在しており、人口密度も高いうえ、都市部に産業・人口が集中し、沿岸部に重要施設を多数抱えるという安全保障上の脆弱性を持っていること、災害の

発生しやすい自然的条件を抱えていること、さらに、我が国の繁栄と発展には、海上交通の安全確保等が不可欠であることといった我が国の置かれた諸条件を考慮する必要がある。」とされている。

#### ○市において留意すべき事項

市において、安全保障上留意すべき事項については、概ね国の示しているとおりでありますが、次に掲げる市の特性から、ゲリラや特殊部隊による攻撃や大規模テロの生起に特に留意して、国民保護措置を的確に行っていくことが重要である。

##### 【市の社会的特性からみた留意事項】

- ・首都東京に隣接しており、東京への就業者が多いことから帰宅困難者の大量発生のおそれがある。
- ・首都東京攻撃への基地（アジト）として市内のどこかが利用されるおそれがある。
- ・市内の多くが人口の密集地域であり、人的被害が大きくなるおそれがある。
- ・テロリストが成田国際空港から東京攻撃へ向かう途中で事態が発生するおそれがある。

##### 【市の地理的特性からみた留意事項】

- ・県国民保護計画で指摘されている、水域に隣接することによるテロリスト等の潜入の容易性については、海域に隣接していない本市での可能性は低いとみられることから、水域からの潜入の可能性は特に高くはないものとする。

##### 【帰宅困難者対策に関する留意事項】

- ・市には、通勤・通学などの交流人口が多いことから、帰宅困難者対策について、以下の点に留意するものとする。
  - ：「むやみに移動を開始しない」を基本原則とする。
  - ：企業等に所属しない人に対しては速やかに帰宅を支援する必要がある。
  - ：企業等に所属する人でも本市に留まった後は整然と帰宅させる必要があることから、徒歩帰宅支援及び搬送のための対策を実施する必要がある。

## 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

### 1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

#### 【県国民保護計画において想定されている事態4類型の特徴】

類 型	特徴	留意点
着上陸侵攻	事前の準備が可能であり、戦闘予想地域からの先行避難が必要	一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲に渡ることを想定
ゲリラや特殊部隊による攻撃	事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が生じることを想定	攻撃当初は屋内に一時避難させ、関係機関が安全措置を講じつつ避難を実施
弾道ミサイル攻撃	発射された段階での攻撃目標の特定は極めて困難で、発射後極めて短時間で着弾	迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要であり、地下又は堅ろうな建物内への避難が中心
航空攻撃	航空機による爆撃であり、攻撃目標の特定が困難	地下又は堅ろうな建物内への避難等を広範囲に指示することが必要

### 2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

#### (1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態  
原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態  
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

#### (2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態  
ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態  
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来



分類	類型	事態例
攻撃対象施設等	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破</li> <li>危険物積載船への攻撃</li> <li>ダム破壊</li> </ul>
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力事業所等の破壊</li> <li>大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破</li> <li>列車等の爆破</li> <li>政治経済活動の中核（県庁議会金融市場交通施設、空港、トンネル、電力・通信施設等）に対する攻撃</li> </ul>
攻撃手段	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）等の爆発による放射能の拡散</li> <li>炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布</li> <li>市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布</li> <li>水源地对する放射性物質、毒素等の混入</li> </ul>
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</li> </ul>

### 3 市国民保護計画で特に考慮する事態

市国民保護計画では、前記のように県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。その中でも、市の地域性などから、以下の事態を特に考慮するものとする。

#### (1) 特に考慮する事態

市では、下表に示すとおり、武力攻撃事態の中では「ゲリラや特殊部隊による攻撃」、緊急処理事態の中では「危険性を内在する物質を有する施設での事態発生」「多数の人が集合する施設（鉄道駅など）などでの事態発生」「殺傷物質（サリンなど）による攻撃」の可能性が高いものとし、その対策を講じるものとする。

#### 【国の基本指針に示される武力攻撃事態等の種類と市での可能性】

武力攻撃事態	① 着上陸侵攻	海域に面しておらず可能性は少ない
	② ゲリラや特殊部隊による攻撃	成田空港と東京を結ぶ鉄道・道路での可能性がある
	③ 弾道ミサイル攻撃	東京への大規模攻撃による影響を受ける可能性がある
	④ 航空攻撃	同上
緊急処理事態	① 危険性を内在する物質を有する施設での事態発生	市街地内ガス供給施設などでの事態発生の可能性がある
	② 多数の人が集合する施設などでの事態発生	鉄道駅や大規模店舗などでの事態発生の可能性がある
手段	① 殺傷物質による攻撃	市内での事態発生の可能性がある
	② 交通機関を用いた攻撃	攻撃対象が特でない

#### 【市の社会的特性からみた留意事項】

社会的特性	① 首都東京に隣接している	帰宅困難者の大量発生
	② 市内の多くが人口密集地域	人的被害が大きい (特に鉄道駅周辺やガス供給施設周辺で被害が大きくなる可能性がある)
	③ 常磐線が中心市街地を通る	鉄道での武力攻撃・テロの際の周辺被害
	④ 自衛隊施設が存在	

## (2) 特に考慮する事態の特徴

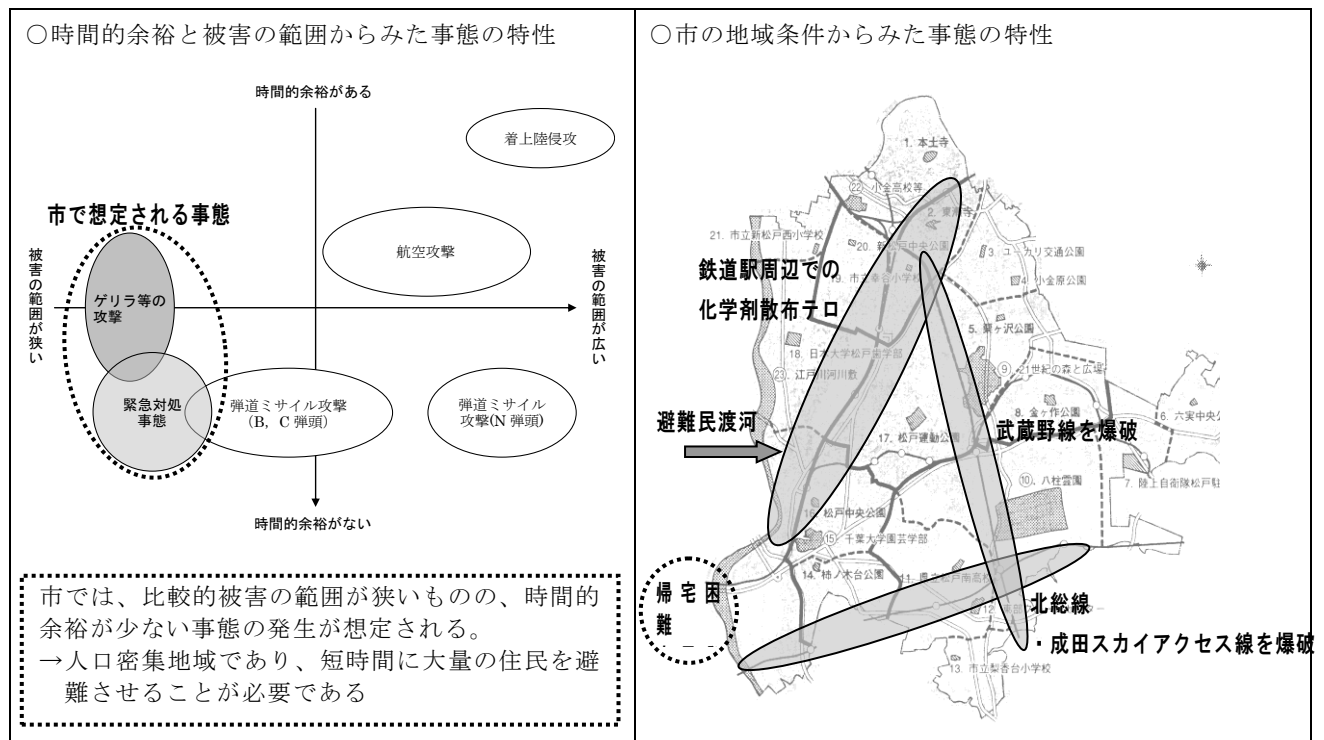
### ○時間的余裕と被害の範囲からみた事態の特徴

市で特に考慮する事態は、比較的被害の範囲が狭いものの、時間的な余裕が少ない事態の発生が想定される。市内は人口密集地域が多く、短時間に大量の住民を避難させるための対策を講ずるものとする。

### ○地域条件からみた事態の特徴

市で特に考慮する事態は、鉄道駅周辺や東京方面への鉄道周辺での事態の可能性が高く、地域的には、常磐線沿線の中心市街地及び北総線沿線などでの事態発生が想定されることから、その対策を講ずるものとする。

### 【特に考慮する事態の特徴】



# 第2編 平素からの備えや予防

## 第1章 組織・体制の整備等

### 第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図るため、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について以下のとおり定める。

#### 1 市の各部における平素の業務

市の各部は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。各部が平素に行う業務は、松戸市地域防災計画に定める業務に準拠して実施する体制の整備及び計画の策定を行う。国民保護に関する業務の総括、各部間の調整、企画立案等については、国民保護担当部課長（危機管理課長）等の国民保護担当責任者が行う。

#### 【市の各部等における平素の主な業務】

部 名 等	平素の主な業務
総務部	<ul style="list-style-type: none"><li>・国民保護協議会の運営に関する事</li><li>・国民保護計画の見直し・変更に関する事</li><li>・国民保護に関する各部局間の調整に関する事</li><li>・国民保護対策本部に関する事</li><li>・職員の参集基準の整備に関する事</li><li>・県及び関係機関との連絡体制の整備に関する事</li><li>・非常通信体制の整備に関する事</li><li>・安否及び被災情報収集・提供体制の整備に関する事</li><li>・警報の通知、避難の指示、緊急通報体制の整備に関する事</li><li>・物資及び資材の備蓄等に関する事</li><li>・特殊標章の交付及び管理に関する事</li><li>・研修・訓練に関する事</li><li>・その他部内に属さない武力攻撃災害対応体制の整備に関する事</li></ul>
総合政策部	<ul style="list-style-type: none"><li>・広報体制の整備に関する事</li><li>・その他部内に属さない武力攻撃災害対応体制の整備に関する事</li></ul>
財務部 会計課	<ul style="list-style-type: none"><li>・国民保護関係の予算、その他財務に関する事</li><li>・避難場所への誘導體制の整備に関する事</li><li>・庁舎、公有財産の管理に関する事</li><li>・被災状況調査体制の整備に関する事</li><li>・現金及び物品の出納・保管体制の整備に関する事</li><li>・その他部内の武力攻撃災害対応体制整備に関する事</li></ul>
市民部	<ul style="list-style-type: none"><li>・所管施設の応急対策体制の整備に関する事</li><li>・支所の所管地域内の被害状況の把握・伝達体制の整備に関する事</li><li>・避難所の開設・運営体制の整備に関する事</li><li>・その他部内の武力攻撃災害対応体制整備に関する事</li></ul>
経済振興部 農業委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>・物資の確保及び供給体制の整備に関する事</li><li>・物資の運送体制の整備に関する事</li><li>・その他部内の武力攻撃災害対応体制整備に関する事</li></ul>
環境部	<ul style="list-style-type: none"><li>・ごみ・し尿の収集・処理体制の整備に関する事</li><li>・産業廃棄物処理体制の整備に関する事</li><li>・その他部内の武力攻撃災害対応体制の整備に関する事</li></ul>

健康医療部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健衛生・防疫体制の整備に関する事</li> <li>・医療機関との連絡調整体制の整備に関する事</li> <li>・医師会・病院等との連絡体制の整備に関する事</li> <li>・災害医療対策本部の設営及び運営体制の整備に関する事</li> <li>・遺体の処理並びに埋葬及び火葬体制の整備に関する事</li> <li>・その他部内の武力攻撃災害対応体制の整備に関する事</li> </ul>
福祉長寿部 社福) 松戸市社会福祉 協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者・障害者等避難行動要支援者の支援体制の整備に関する事</li> <li>・福祉避難所の開設・運営の整備に関する事</li> <li>・市関係福祉施設との連絡調整体制の整備に関する事</li> <li>・その他部内の武力攻撃災害対応体制の整備に関する事</li> </ul>
子ども部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所(市民センター、体育施設を除く)の運営支援の整備に関する事</li> <li>・応急保育の整備に関する事</li> <li>・防疫(保健衛生)の補助に関する事</li> <li>・その他部内の武力攻撃災害対応体制の整備に関する事</li> </ul>
街づくり部 公財)松戸みどりと花の 基金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通(鉄道・バス)機関との連絡調整体制の整備に関する事</li> <li>・市営住宅の被害状況の調査及び応急復旧体制の整備に関する事</li> <li>・応急仮設住宅の供給体制の整備に関する事</li> <li>・公園施設の被害状況の調査及び復旧体制の整備に関する事</li> <li>・その他部内の武力攻撃災害対応体制の整備に関する事</li> </ul>
都市再生部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松戸駅周辺の被害状況の調査及び復旧体制の整備に関する事</li> <li>・その他部内の武力攻撃災害対応体制の整備に関する事</li> </ul>
建設部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、橋梁の被害状況の調査及び復旧体制の整備に関する事</li> <li>・河川の被害状況の調査及び復旧体制の整備に関する事</li> <li>・下水道施設の被害状況の調査及び復旧体制の整備に関する事</li> <li>・その他部内の武力攻撃災害対応体制の整備に関する事</li> </ul>
消防局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集及び提供体制の整備に関する事</li> <li>・消防活動組織体制の整備に関する事</li> <li>・職団員の参集基準の整備に関する事</li> <li>・受援及び応援体制の整備に関する事</li> <li>・消防活動体制の整備に関する事</li> <li>・情報伝達活動体制の整備に関する事</li> <li>・避難誘導体制の整備に関する事</li> <li>・職団員への教育育成に関する事</li> <li>・特殊標章の交付及び管理に関する事</li> <li>・その他局内の武力攻撃災害対応体制整備に関する事</li> </ul>
水道部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急給水体制の整備に関する事</li> <li>・県水道局との連絡体制の整備に関する事</li> <li>・その他部内の武力攻撃災害対応体制の整備に関する事</li> </ul>
病院 松戸市立総合医療セン ター 松戸市立福祉医療セン ター東松戸病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害医療対策本部との連絡体制の整備に関する事</li> <li>・入(通)院者の安全確保体制の整備に関する事</li> <li>・負傷者の診療等の体制整備に関する事</li> <li>・重症患者の応急処置体制の整備に関する事</li> <li>・その他病院内の武力攻撃災害対応体制整備に関する事</li> </ul>
生涯学習部 公財)松戸市文化振興 財団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の保全管理及び応急措置体制の整備に関する事</li> <li>・施設利用者の安全確保体制の整備に関する事</li> <li>・所管収容避難場所の供与体制の整備に関する事</li> <li>・文化財の保護体制の整備に関する事</li> <li>・その他部内の武力攻撃災害対応体制整備に関する事</li> </ul>
学校教育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒等の安全、避難体制の整備に関する事</li> <li>・避難者の収容・介護体制の整備に関する事</li> <li>・学用品の確保、調達体制の整備に関する事</li> <li>・その他部内の武力攻撃災害対応体制整備に関する事</li> </ul>
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市議会との連絡調整体制の整備に関する事</li> <li>・各本部等の応援体制の整備に関する事</li> </ul>
監査委員事務局 選挙管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各本部等の応援体制の整備に関する事</li> </ul>

国民保護に関する業務の総括、各部門の調整、企画立案については、国民保護担当部課長等の国民保護担当責任者が行う。

## 2 市職員の参集基準等

### (1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

### (2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、市消防局との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

### (3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

#### 【職員参集基準】

体制	参集職員
① 国民保護等連絡室体制	総務部長・各部統括課長・危機管理課職員・事態に応じた関係部課職員
② 国民保護等緊急対策本部体制	部長以上の職員・各部統括課長・危機管理課職員・事態に応じた関係部課職員
③ 市国民保護対策本部体制	全職員

※配備体制については別に定める。

#### 【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制	
事態認定前	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①	
	市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②	
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

### (4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、電話・メール等による連絡手段を確保する。

### (5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

**【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】**

名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）
本部長（市長）	副市長	総務部長
副本部長（副市長）	総務部長	本部長が本部員の中から指名する
本部員（各対策部長の職にあるもの）	本部長が指名する	

**（6）職員の服務基準**

市は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

**（7）交代要員等の確保**

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

**3 消防機関の体制**

**（1）市消防局及び消防署における体制**

市消防局及び消防署は、市における参集基準等と同様に、市消防局、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、市消防局及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における市消防局及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

**（2）市消防団の充実・活性化の推進等**

市消防局は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市消防局は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市消防局は、市消防局及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

**4 国民の権利利益の救済に係る手続等**

**（1）国民の権利利益の迅速な救済**

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅

速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、担当課が処理するものとする。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

#### 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

## (2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

## 第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、連携体制について以下のとおり定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。

### 2 県との連携

#### (1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

#### (2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

#### (3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

#### (4) 警察署との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警察署と必要な連携を図る。



### 3 近接市区との連携

#### (1) 近接市区との連携

市は、近接市区の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市区相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市区間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市区相互間の連携を図る。特に、東京都、埼玉県の隣接する区市とは都県境を越えた避難や救援を行う場合の避難経路や運送手段等に関する情報共有について意見交換を行い検討していく。

#### (2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市区の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握するとともに、緊急消防援助隊NBC災害即応部隊との連携体制の整備を図る。

### 4 指定公共機関等との連携

#### (1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

#### (2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

#### (3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

### 5 ボランティア団体等に対する支援

#### (1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び町会・自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護

措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

## **(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援**

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

### 第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備等について以下のとおり定める。

#### (1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

#### (2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

## 第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

#### (2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災現場の状況を高所カメラ等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。</li> <li>武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</li> </ul>
運用面	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> <li>担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</li> <li>国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</li> </ul>

#### (3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しな

がらデータベース化等に努める。

## 2 警報等の伝達に必要な準備

### (1) 警報の伝達体制の整備

市は、県知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。（その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）

### (2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

また、防災行政無線の整備にあたっては、国による全国瞬時警報システム（J-ALERT）との連携を図る。

### (3) 警察署等との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察署との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部等との協力体制を構築する。

### (4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図るとともに、平素から全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努める。

### (5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

### (6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

### 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

#### (1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

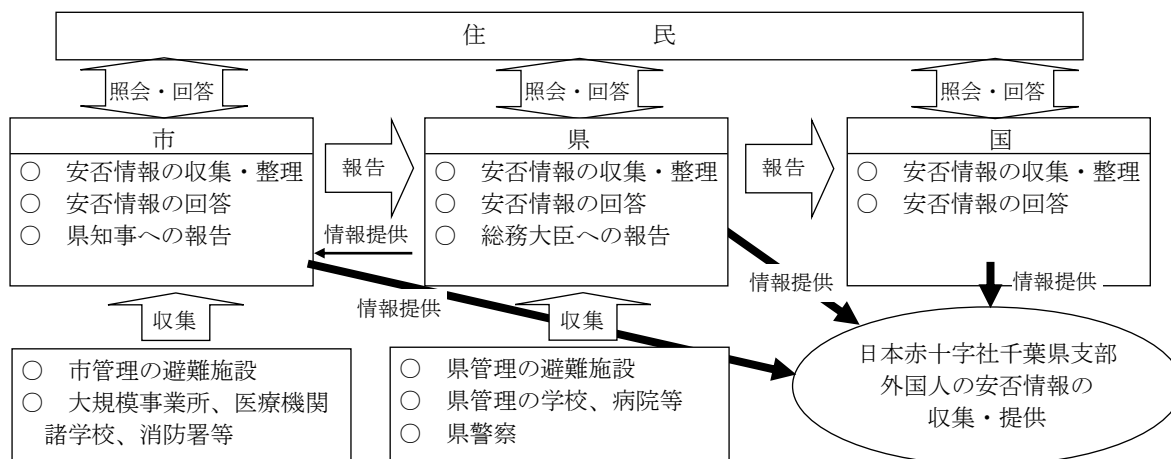
#### 【収集・報告すべき情報】

- |  |
|--|
| <p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 氏名</li> <li>② 出生の年月日</li> <li>③ 男女の別</li> <li>④ 住所</li> <li>⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）</li> <li>⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</li> <li>⑦ 居所</li> <li>⑧ 負傷又は疾病の状況</li> <li>⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</li> <li>⑩ 親族・同居者への回答の希望</li> <li>⑪ 知人への回答の希望</li> <li>⑫ 親族・同居人・知人以外の者への回答又は公表の同意</li> </ul> <p>2 死亡した住民<br/>（上記①～⑥に加えて）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑬ 死亡の日時、場所及び状況</li> <li>⑭ 遺体の安置されている場所</li> </ul> |
|--|

#### (2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

#### 【安否情報の収集・提供の概要】



### (3) 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行う。

### (4) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

## 4 被災情報の収集・報告に必要な準備

### (1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び県知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

#### 【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）							
						年 月 日 時 分	松戸市
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）							
(1) 発生日時 令和 年 月 日							
(2) 発生場所 〇〇市△△町□丁目□番□号（北緯 度、東経 度）							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

### (2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

## 第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 研修

#### (1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

#### (2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

#### (3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

### 2 訓練

#### (1) 市における訓練の実施

市は、近隣市区、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察署、海上保安部等、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に関する特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

#### (2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて



参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練
- ④ 地下への避難訓練や様々な情報伝達手段を用いた訓練等

### **(3) 訓練に当たっての留意事項**

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者及び外国人その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、町会・自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、警察署と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関する必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

#### (2) 隣接する市区との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市及び東京都、埼玉県の区市と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

#### (3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者及び外国人等避難行動要支援者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

#### (4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

#### (5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

### 2 避難実施要領のひな型の作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、警察署、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、昼間人口の存在等、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のひな型をあらかじめ作成する。

### 3 救援に関する基本的事項

#### (1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

#### (2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

### 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

#### (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市内の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- 輸送力に関する情報
  - ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス、船舶等)の数、定員
  - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など
- 輸送施設に関する情報
  - ① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
  - ② 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
  - ③ 港湾 (港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など)

#### (2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

### 5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

また、都市部に限らず地下施設等を避難施設に指定するよう配慮すること及び避難施設の収容人数を把握し、地域的な偏りなく、より多くの避難施設を指定するよう配慮する。

## 6 生活関連等施設の把握等

### (1) 生活関連等施設の把握等

市は、市内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

### (2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理にかかる公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、警察署及び海上保安部等との連携を図る。

## 第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

### 1 市における備蓄

#### (1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について備蓄するとともに、特に地下に所在する避難施設などで、防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、調達体制を整備する。

#### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

##### 【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

#### (3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

### 2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

#### (1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

#### (2) ライフライン施設の機能性の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既

存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

### **(3) 復旧のための各種資料等の整備等**

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

## **3 平素からの住民自らの備蓄の啓発**

市や県等関係機関が備蓄している物資や資材のみでは限界があるため、市は、住民が平素から自ら備蓄するよう啓発していく。

## 第4章 医療救護体制の整備

武力攻撃災害の発生時には、多数の負傷者等の発生が予想され、県において対応計画が定められているが、応急医療へのニーズは事態発生直後から発生することが想定される。

そこで市は、三師会（松戸市医師会、松戸歯科医師会、松戸市薬剤師会以下「三師会」という。）等の協力により、災害発生直後に、市独自で速やかな応急医療活動を実施するための応急医療体制の整備に努める。

### 1 初期医療体制の整備

#### （1）医療救護所の開設指示

市内に武力攻撃災害が発生し、市長から指示があった場合には、災害時での応急医療体制を活用し、以下の方法によって市内の傷病者発生状況や医療機関の被災状況を速やかに把握・推測し、必要に応じて、担当職員に被害が甚大な地域における医療救護所の開設を指示できる体制を整備する。

- ・市消防局に対する、救急出動要請状況の確認
- ・各医療機関への問い合わせ
- ・各地区の被災概況の確認

### 2 応援要請及び後方医療体制の整備

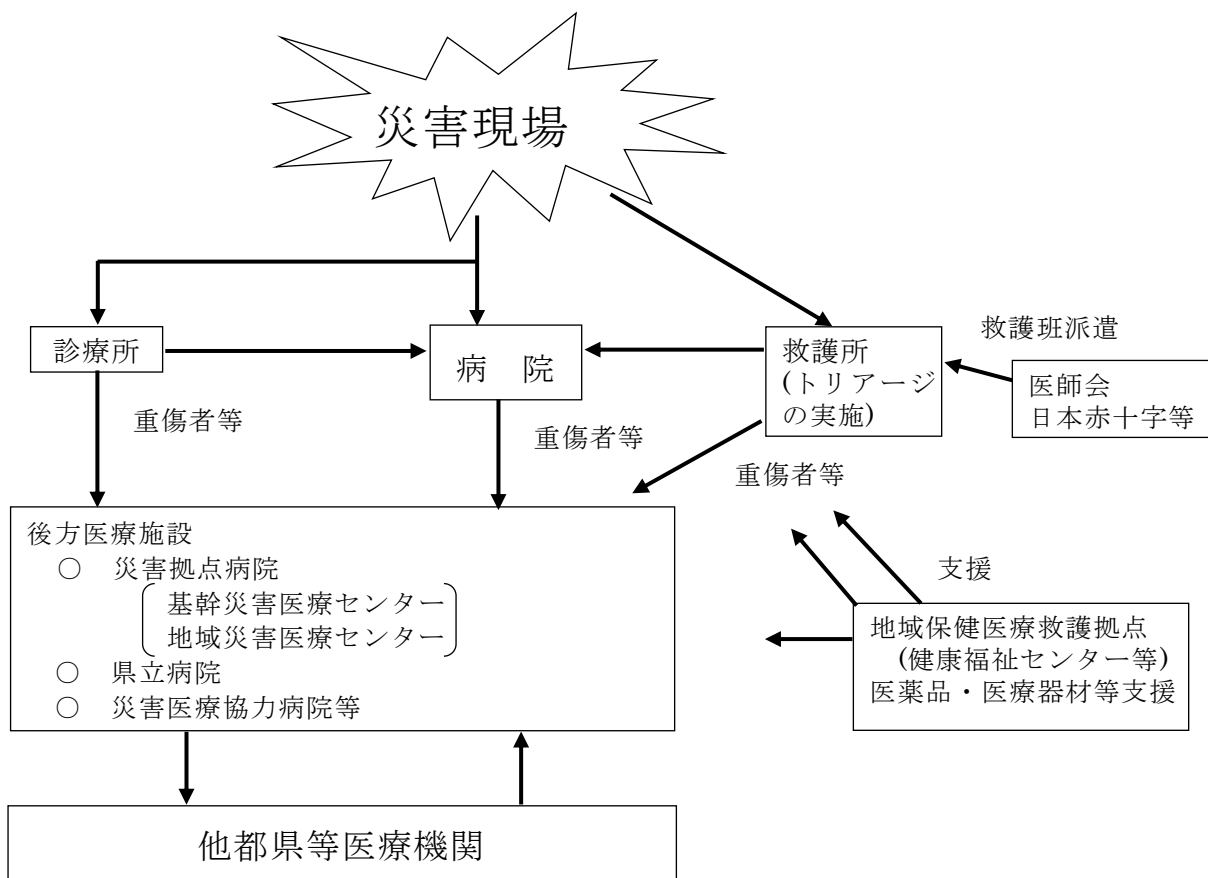
#### （1）応援要請

市の行う応急医療では処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国等その他関係機関の応援を要請できる体制を整備する。

#### （2）後方医療体制の整備

市では、市内の大規模病院の被災状況と活動状況を確認し、医療救護所では対応できない重傷者の受け入れに向けて、後方医療体制の整備を図る。

【武力攻撃災害時における医療救護体制の流れ】





## 第5章 避難行動要支援者の支援体制の整備

高齢者、障害者、乳幼児及び外国人といったいわゆる避難行動要支援者は武力攻撃事態の際は自ら避難することが困難又は障害が存するため、避難行動要支援者に対する避難、救援、情報伝達などの体制の整備について、以下のとおり定める。

### 1 避難行動要支援者に関する配慮

災害時の在宅要支援者への対応は、地域住民の手による、地域ぐるみの隣保共助体制を基本とし、こうした配慮を踏まえた普段からの住民活動を自主防災組織等を通じて支援する。

#### (1) 避難行動要支援者の把握

各課が日常の在宅福祉サービス等の業務において把握している情報に基づき、避難行動要支援者の把握に努め、災害時に、迅速な安否確認等適確な対応がとれるように備える。

また、町会・自治会等は日頃より、災害時に安否・避難が確認できるよう、避難行動要支援者の把握に努めるものとする。

#### (2) 支援体制の整備

災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、地域社会全体で避難行動要支援者を支援することができるよう、自主防災組織等を育成し指導する。

#### (3) 事前の予防対策

避難行動要支援者本人、家族及び地域住民が、次に掲げるような、災害に対する心構えをしてもらうため、民生委員や「地区社会福祉協議会」の推進組織などを通じて啓発を行う。

- ① 独り暮らし老人や高齢者世帯では、隣近所や町会・自治会等の防災組織と交流をもち避難の援助を依頼するとともに、あらかじめ相談先や連絡先を知らせておく。
- ② 高齢者や障害者のいる家庭では、連絡先や身元を記入した「緊急連絡カード」を用意しておく。
- ③ 高齢者や障害者のいる部屋は、家具類は必要最小限にし、安全な空間を確保しておく。
- ④ 家の出口の避難経路を常に確保し、近くに障害物を置かない。
- ⑤ 寝たきり高齢者に非常ベル等を備えておく。
- ⑥ 目や耳の不自由な人は、情報の提供や避難の援助をお願いする特定の人を事前に決めておく。

#### (4) 障害者等中核施設

要介護者や障害者を災害時に保護し収容する中核施設として、松戸市健康福祉会館を活用する。

## 2 社会福祉施設等における備え

保育児童、幼稚園児や福祉施設に通所あるいは入所する者の安全を確保するとともに、民間福祉施設に対しても、以下の対策を講じるよう指導する。

### (1) 施設の安全対策

幼稚園、保育所、市民センター、総合福祉会館、心身障害者施設、養護老人ホーム及びその他の施設管理者は、災害に対する安全性の向上に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者の生活維持に必要な飲料水、食糧、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧に必要な自家発電機等の防災設備の整備に努めるものとする。

### (2) 組織体制の整備

施設管理者は、市消防長及び消防署長の指導などを受け、防火管理者等を中心とした組織を整え、職員の任務、動員、緊急連絡体制等を明確にしておく。

また、日常から地域とのつながりを深め、近隣住民及び自主防災組織から支援・協力が得られるよう体制づくりを行う。

### (3) 施設の対応計画の作成

施設管理者は、災害時における業務の内容と従事職員の役割分担を整備し、施設の保全対策や入通所者の避難対策等を明確にした施設の対応計画を作成するものとする。

### (4) 国民保護に関する教育や訓練の充実

施設管理者は、職員や入所者に対し、国民保護に関する知識を深めるなどの教育と、災害時には冷静沈着な行動がとれるよう、実践的な訓練を定期的に行う。

## 3 外国人に対しての配慮

言語、習慣、防災意識の異なる外国人に対し、発災時に的確に対応できるよう、次により環境づくりに努めるとともに、発災時の情報提供の万全を期すものとする。

- ① 避難場所の表示やパンフレット等について、外国語を併用した表記とする。
- ② 法律相談等について、通訳者を配置した相談窓口を設置する。
- ③ 避難場所等に通訳者（又は通訳ボランティア）を派遣するなど、災害情報の提供に配慮する。

## 第6章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

#### (3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

### 2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

# 第3編 武力攻撃事態及び予測事態への対処

## 第1章 事態認定前の対処

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

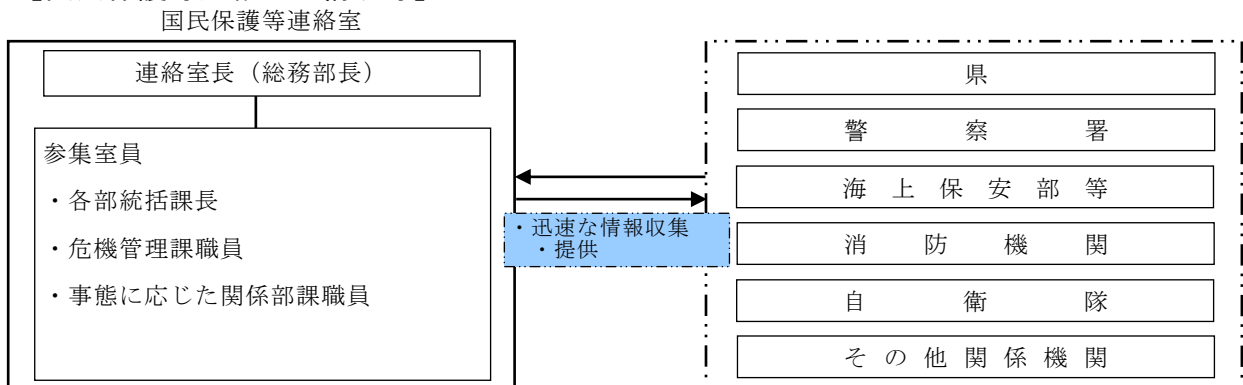
このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

### 1 事態認定前における国民保護等連絡室及び国民保護等緊急対策本部の措置

#### (1) 国民保護等連絡室の設置

- ① 総務部長は、多数の死傷者が発生したり、建物が爆発するなどの事案に関する情報収集等の対応が必要な場合においては、速やかに、県及び警察署に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、「国民保護等連絡室」を設置する。「国民保護等連絡室」は、市対策本部員のうち、国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

#### 【国民保護等連絡室の構成等】



※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。

市消防局においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

- ② 「国民保護等連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、国民保護等連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

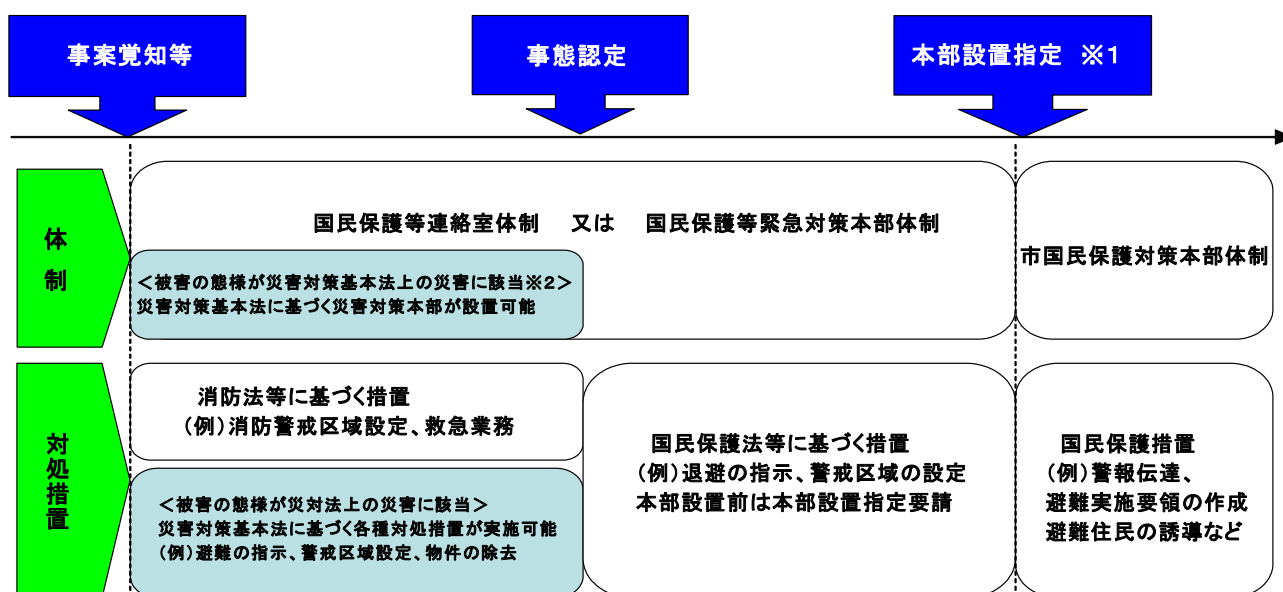
この場合、国民保護等連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

- ③ 総務部長は、情報分析の結果、武力攻撃事態に該当しないことが判明した場合は、国民保護等連絡室を廃止する。

## (2) 国民保護等緊急対策本部の設置

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、国民保護等緊急対策本部を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時に場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている

## 2 国民保護等連絡室及び国民保護等緊急対策本部による初動措置

### (1) 初動措置の確保

市は、「国民保護等連絡室」及び「国民保護等緊急対策本部」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

## **(2) 関係機関への支援の要請**

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

## **(3) 対策本部への移行に要する調整**

「国民保護等連絡室」及び「国民保護等緊急対策本部」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「国民保護等連絡室」及び「国民保護等緊急対策本部」は廃止する。

多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課室に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

## 第2章 市国民保護対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

### 1 市対策本部の設置

#### (1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（※事前に国民保護等緊急対策本部等を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする（前述））。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、あらかじめ整備している連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市本庁舎委員会室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、平素より通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

さらに、市対策本部事務局（危機管理課）は、直ちに、指定地方公共機関など関係機関に対して、市対策本部を設置した旨を通知するものとする。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合は、市消防局に移設する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により移設場所を変更することを妨げるものではない。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、県知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

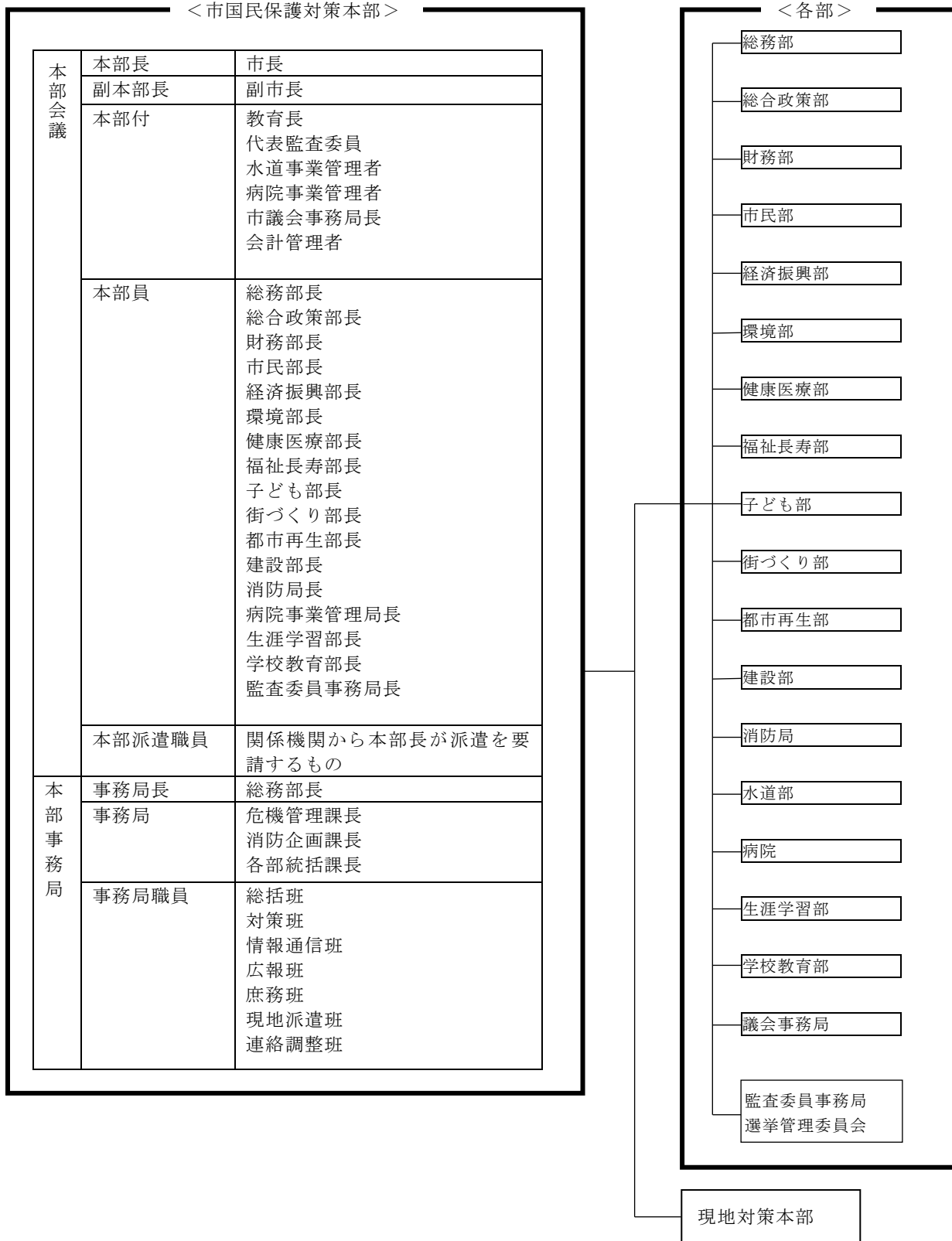
#### (2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、県知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

### (3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。各部が行う業務は、松戸市地域防災計画に定める業務に準拠して実施する。

#### 【市国民保護対策本部の組織構成図】





### 【市対策本部事務局の組織構成及び事務分掌】

班 名	事務分掌
総括班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市国民保護対策本部の設置及び運営に関すること</li> <li>・避難実施要領の策定に関すること</li> <li>・事務局各班の総括指揮に関すること</li> <li>・対策本部長が決定した方針に基づく具体的な指示に関すること</li> <li>・県及び関係機関との連絡調整に関すること</li> </ul>
対策班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が行う国民保護措置に関すること</li> <li>・応援派遣要請及び受け入れ等の体制整備に関すること（ボランティア含む）</li> <li>・緊急物資の確保に関すること</li> <li>・緊急輸送ネットワークの構築に関すること</li> </ul>
情報通信班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国・県・他の市町村等関係機関からの情報収集、整理、及び集約</li> <li>・国・県への報告に関すること</li> <li>・資料の関係機関への伝達に関すること</li> <li>・国民保護対策本部の活動状況の記録に関すること</li> <li>・防災行政無線の運用に関すること</li> <li>・通信回線や通信機器の確保</li> </ul>
広報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保護に関する広報・広聴に関すること</li> <li>・報道機関との連絡調整に関すること</li> </ul>
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部事務局員の参集状況、安否の確認に関すること</li> <li>・本部員の食料調達等庶務に関すること</li> <li>・本部員の健康管理及び交代要員の手配に関すること</li> </ul>
現地派遣班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地における被害情報の把握に関すること</li> <li>・関係機関との情報共有及び活動内容の調整に関すること</li> <li>・県等との連絡調整に関すること</li> <li>・現地対策本部の設置に関すること</li> </ul>
連絡調整班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部局と総括班、対策班、情報通信班及び広報班との調整に関すること</li> <li>・各部局の被害状況、対応状況の把握及びその報告に関すること</li> <li>・国民保護対策本部における本部員との調整に関すること</li> <li>・国民保護対策本部における決定事項等の各部局への伝達、調整に関すること</li> </ul>

### 【市の各部等における主な業務】

部 名 等	主な業務
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保護対策本部の設置運営に関すること</li> <li>・職員の動員及び派遣に関すること</li> <li>・県及び関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>・安否及び被災情報収集に関すること</li> <li>・警報の通知、避難の指示、緊急通報に関すること</li> <li>・特殊標章の交付に関すること</li> <li>・被災自治体に関する行財政運営の支援に関すること</li> <li>・その他部内に属さない国民保護対策の連絡調整に関すること</li> </ul>
総合政策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に関する情報提供に関すること</li> <li>・報道機関との連絡に関すること</li> <li>・その他部内に属さない国民保護対策の連絡調整に関すること</li> </ul>
財務部 会計課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保護措置関係の予算に関すること</li> <li>・庁舎、公有財産の保安全管理に関すること</li> <li>・自動車の管理及び配車に関すること</li> <li>・避難誘導に関すること</li> <li>・市税の免除に関すること</li> <li>・現金及び物品の出納・保管に関すること</li> <li>・その他部内の業務に関すること</li> </ul>
市民部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所運営・管理の総括に関すること</li> <li>・支所の所管地域内の被害状況の把握・伝達に関すること</li> <li>・避難所（市民センター・男女共同参画センター、勤労会館）の開設・運営支援に関すること</li> <li>・その他部内の業務に関すること</li> </ul>
経済振興部 農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資の確保及び供給に関すること</li> <li>・物資の運送に関すること</li> <li>・その他部内の業務に関すること</li> </ul>

環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ・し尿の収集・処理に関すること</li> <li>・産業廃棄物処理に関すること</li> <li>・避難所（各クリーンセンター）の開設・運営支援に関すること</li> <li>・その他部内の業務に関すること</li> </ul>
健康医療部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健衛生・防疫に関すること</li> <li>・医療機関との連絡調整に関すること</li> <li>・医師会・病院等との連絡に関すること</li> <li>・災害医療対策本部の設営及び運営に関すること</li> <li>・遺体の処理並びに埋葬及び火葬に関すること</li> <li>・その他部内の業務に関すること</li> </ul>
福祉長寿部 社福）松戸市社会福祉 協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者・障害者等避難行動要支援者の支援に関すること</li> <li>・市関係福祉施設保安全管理に関すること</li> <li>・福祉避難所の開設・運営に関すること</li> <li>・日本赤十字社千葉県支部との連絡に関すること</li> <li>・その他部内の業務に関すること</li> </ul>
子ども部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所・（市民センター、体育施設を除く）の運営支援に関すること</li> <li>・応急保育に関すること</li> <li>・防疫（保健衛生）の補助に関すること</li> <li>・その他部内の業務に関すること</li> </ul>
街づくり部 公財）松戸みどりと花 の基金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通（鉄道・バス）機関との連絡調整に関すること</li> <li>・市営住宅の維持保全及び応急復旧に関すること</li> <li>・応急仮設住宅に関すること</li> <li>・公園施設維持保全及び応急復旧に関すること</li> <li>・その他部内の業務に関すること</li> </ul>
都市再生部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松戸駅周辺の被害状況の調査及び復旧体制の整備に関すること</li> <li>・その他部内の業務に関すること</li> </ul>
建設部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、橋梁維持保全及び応急復旧に関すること</li> <li>・河川維持保全及び応急復旧に関すること</li> <li>・下水道施設維持保全及び応急復旧に関すること</li> <li>・その他部内の業務に関すること</li> </ul>
消防局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警防本部の設置及び運営に関すること</li> <li>・武力攻撃災害への対処に関すること</li> <li>・緊急消防援助隊等の受援及び応援に関すること</li> <li>・住民への警報伝達及び避難誘導に関すること</li> <li>・消防団員の参集に関すること</li> <li>・消防団の活動に関すること</li> <li>・特殊標章の交付に関すること</li> <li>・その他局内の業務に関すること</li> </ul>
水道部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急給水に関すること</li> <li>・県水道局との連絡調整に関すること</li> <li>・その他部内の業務に関すること</li> </ul>
病院 松戸市立総合医療セン ター 松戸市立福祉医療セン ター東松戸病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害医療対策本部との連絡に関すること</li> <li>・入（通）院者の安全確保に関すること</li> <li>・負傷者の診療等に関すること</li> <li>・重症患者の応急処置に関すること</li> <li>・その他病院内の業務に関すること</li> </ul>
生涯学習部 公財）松戸市文化振興 財団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所（体育施設）の開設・運営支援に関すること</li> <li>・文化財の保護に関すること</li> <li>・収容避難場所の供与に関すること</li> <li>・施設利用者の安全確保に関すること</li> <li>・その他部内の業務に関すること</li> </ul>
学校教育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所（市民センター、体育施設を除く）の開設・運営支援に関すること</li> <li>・児童・生徒等の安全、避難に関すること</li> <li>・学用品の確保、調達に関すること</li> <li>・授業料の減免措置に関すること</li> <li>・避難者の収容・介護に関すること</li> <li>・その他部内の業務に関すること</li> </ul>
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市議会との連絡調整に関すること</li> <li>・本部事務局及び各部の応援に関すること</li> </ul>
監査委員事務局 選挙管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部事務局及び各部の応援に関すること</li> </ul>

#### (4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部に、広報責任者を設置する。広報を行なうに当たっては、市は県との連携のもと、テレビ・ラジオ放送、記者会見、インターネット、問い合わせ窓口の設置等の広報手段を活用する体制を整備する。

#### (5) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

#### (6) 現地調整所の設置

現地調整所は、武力攻撃による災害が発生した場合、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものであり、市長は、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置する。又既に関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

#### (7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

##### ① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

##### ② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

##### ③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

##### ④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区

域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

## **(8) 市対策本部の廃止**

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

## **2 通信の確保**

### **(1) 情報通信手段の確保**

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

### **(2) 情報通信手段の機能確認**

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

### **(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策**

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

## 第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 国・県の対策本部との連携

#### (1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

#### (2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力を努める。

### 2 県知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

#### (1) 県知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県知事その他県の執行機関（以下「県知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

#### (2) 県知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、県知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

#### (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

### 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- ① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により県知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて市を担当区域とする地方協力本部長又は市の協議会委員たる隊員を通じて、市を担当区域とする方面総監等を介し、防衛大臣に連絡する。
- ② 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び県知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

## 4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

### （1）他の市町村長等への応援の要求

- ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

### （2）県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、県知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

### （3）事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
  - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
  - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

## 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- （1）市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- （2）市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が

行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を經由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

## 6 市の行う応援等

### (1) 他の市町村に対して行う応援等

- ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

### (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## 7 ボランティア団体等に対する支援等

### (1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や町会・自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

### (2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

### (3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

## 8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

なお、住民による協力は住民の自発的な意思に委ねられるものであるもので、要請に当たり強制しないよう配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保



# 第4章 警報及び避難の指示等

## 第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 警報の内容の伝達等

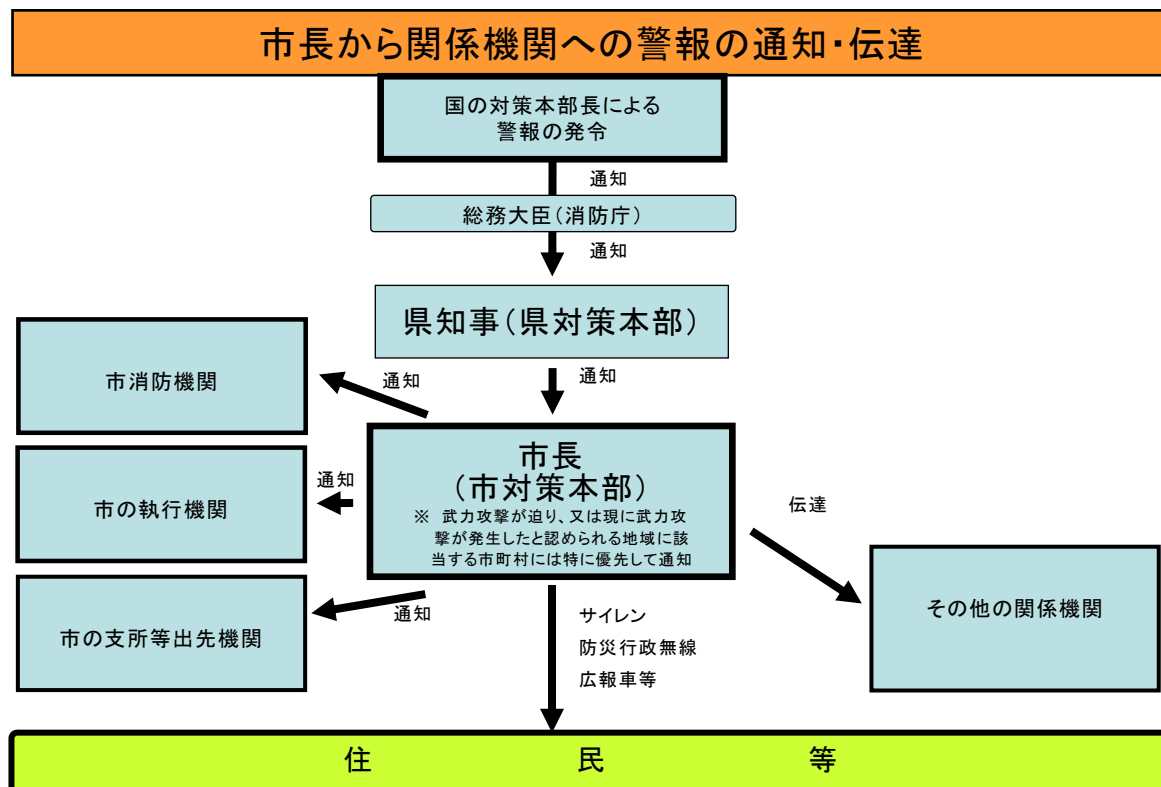
#### (1) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、町会・自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

#### (2) 警報の内容の通知

- ① 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、市立総合医療センター、保育所（園）など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.matsudo.chiba.jp/>）に警報の内容を掲載する。

#### 【市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組み】



## 2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

※全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、町会・自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

(2) 市長は、市消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、市消防局は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町会・自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、警察署の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察署と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉関係部局との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

## 3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

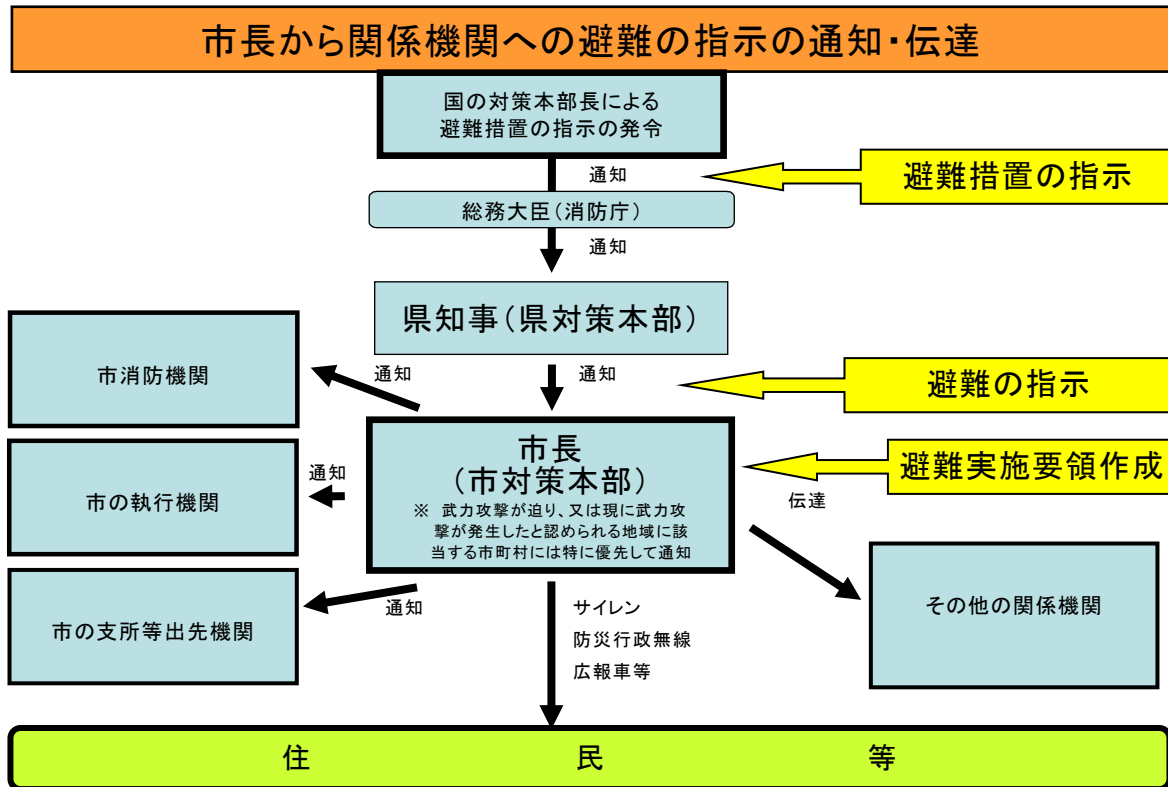
## 第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

### 1 避難の指示の通知・伝達

- ① 市長は、県知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、県知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

#### 【避難の指示の流れ】



※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

### 2 避難実施要領の策定

#### (1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のひな型を参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに

に、当該案について、各執行機関、消防機関、県、警察署、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

### 【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

### 【実施要領において定める項目】

市長は、上記法定事項、県国民保護計画に基づき、次に掲げる項目を実施要領において定める。

- ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- イ 避難先
- ウ 一時集合場所及び集合方法
- エ 集合時間
- オ 集合に当たっての留意事項
- カ 避難の手段及び避難の経路
- キ 市職員、消防職員等の配置等
- ク 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ケ 要避難地域における残留者の確認
- コ 避難誘導中の食料等の支援
- サ 避難住民の携行品、服装
- シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

## （２）避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認  
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）  
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握  
(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）  
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置）

- ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、警察署との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員を選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

**【国の対策本部長による利用指針の調整】**

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

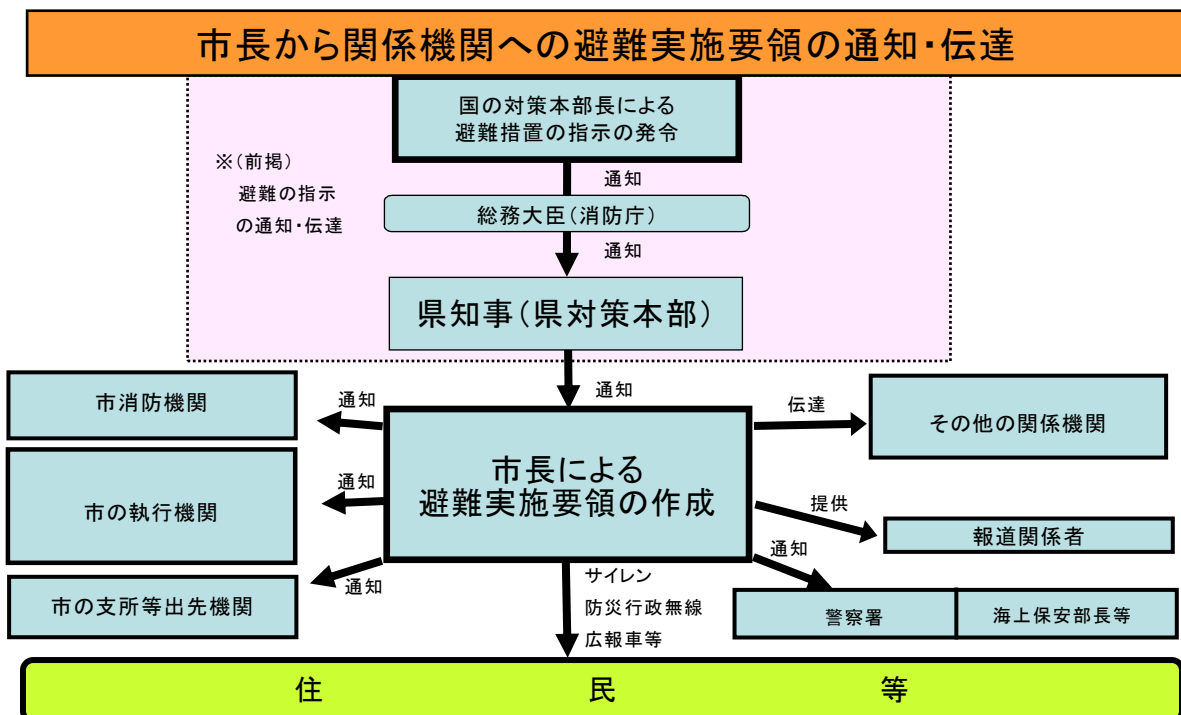
この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるように、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

**（3）避難実施要領の内容の伝達等**

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防局長、警察署長、管区海上保安本部長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



### 3 避難住民の誘導

#### (1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、町会・自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

#### (2) 消防機関の活動

市消防局及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、市消防局又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、町会・自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

#### (3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

#### (4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や町会・自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

## **(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供**

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

## **(6) 高齢者、障害者等への配慮**

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)

## **(7) 残留者等への対応**

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

## **(8) 避難所等における安全確保等**

市は、警察署が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、警察署と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

## **(9) 動物の保護等に関する配慮**

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

## **(10) 通行禁止措置の周知**

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、警察署と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

## **(11) 県に対する要請等**

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、県知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。



また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、県知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、県知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

### **(12) 避難住民の運送の求め等**

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

その際には、武力攻撃事態等の状況、地域の交通を考慮の上、最も適した運送手段を選択する。その運送経路を決定する際には、県とともに国の対策本部と必要な調整を行う。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

### **(13) 避難住民の復帰のための措置**

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

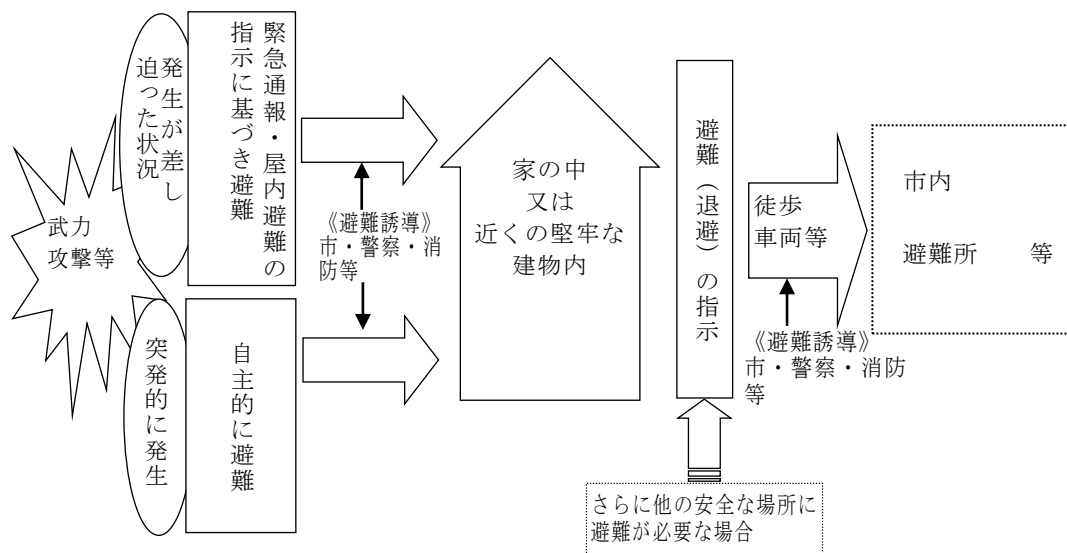
## 4 武力攻撃事態別の避難住民の誘導等

### (1) 突発的かつ局地的な事態の場合

ゲリラ・特殊部隊による攻撃、テロ等を想定する。

#### ① 屋外で突発的に発生

市の区域が要避難地域となった場合は、自主的あるいは当初の屋内避難（退避）の指示により建物内に避難した住民を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。



#### 【該当する事態類型と避難上の留意点】

##### ○ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

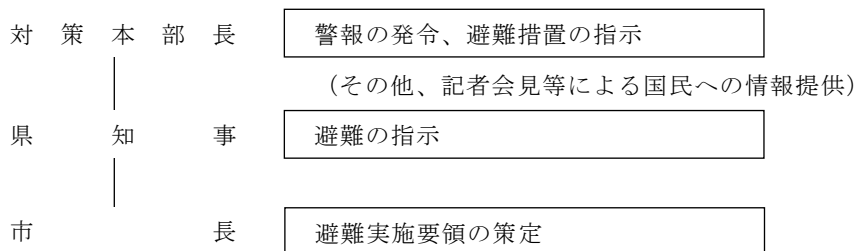
- ・ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び県知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本となる。  
ただし、屋外での急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切な避難所に避難させる等の対応が必要となる。
- ・状況により、退避の指示、警戒区域の設定等時宜に応じた措置が不可欠また、政府による事態認定前にゲリラ等の攻撃を受けた場合は、災害対策基本法等既存の法制を活用するなど、柔軟に対応する。
- ・当初の避難実施要領の策定に当たっては、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成する。その後、避難所に避難させる場合の同要領の策定は、各執行機関、県、警察署、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要。
- ・また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たる。

○弾道ミサイル攻撃（通常弾頭、ＢＣ弾頭）

- ・発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要となる。
- ・当初は、できるだけ近くのコンクリート造りの堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設への避難の指示がなされる。
- ・市は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、県知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。
- ・以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知する。

【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

○航空攻撃（通常爆弾等）

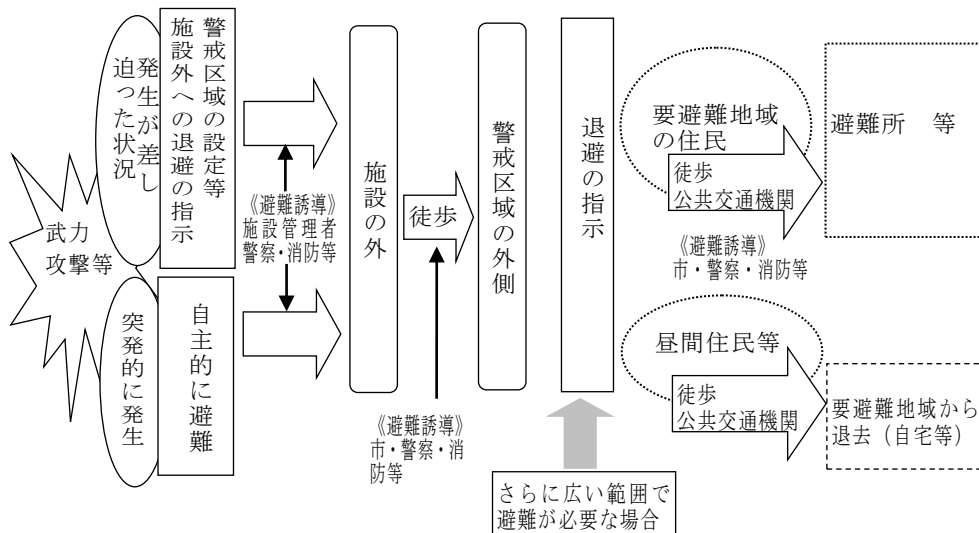
弾道ミサイル攻撃に準じる。

○緊急処理事態（大規模テロ等）

大規模テロ等（緊急処理事態）への対処で記述

② 大規模集客施設等内で突発的に発生

市は、避難（退避）の指示により大規模集客施設等から施設外へ避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。



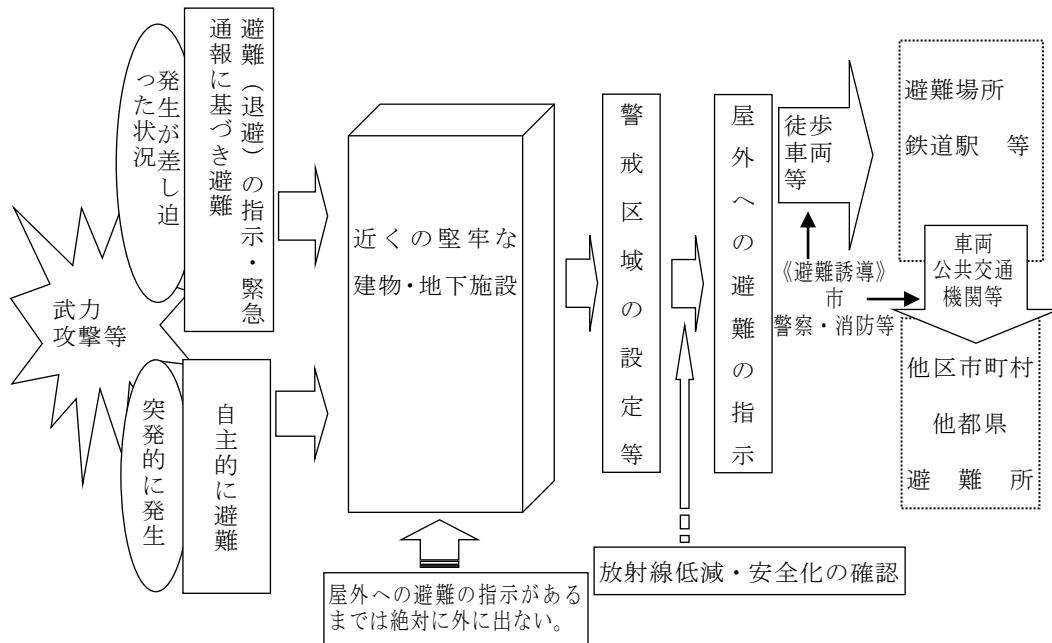
### 【該当する事態類型と避難上の留意点】

#### ○緊急対処事態（大規模テロ等（NBC攻撃を伴う場合を含む））

大規模テロ等（緊急対処事態）への対処で記述

### （２）突発的かつ広範囲な事態の場合

市が要避難地域となった場合は、屋内に避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難場所等を経て、他区市町村（他都県）の避難所まで誘導する。



### 【該当する事態類型と避難上の留意点】

#### ○弾道ミサイル攻撃（核弾頭）

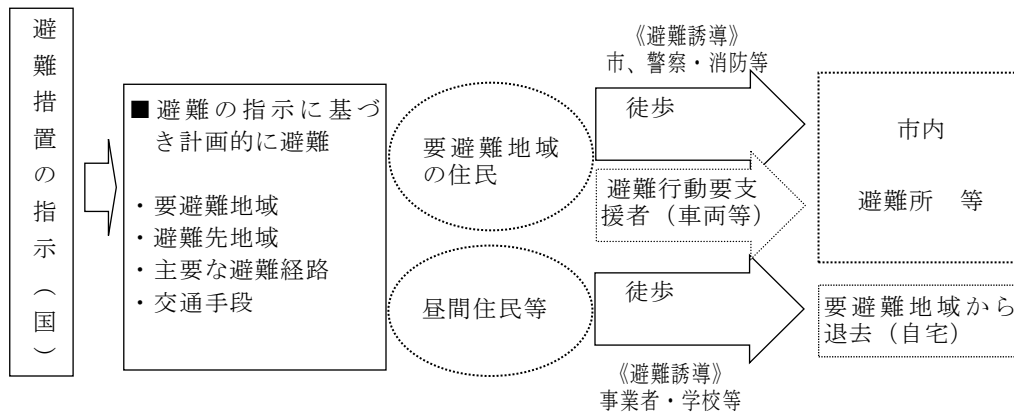
- ・攻撃当初は爆心地周辺から直ちに離れ、近くの堅牢な建物・地下施設等に避難する。
- ・一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示がなされる。
- ・核爆発に伴う熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの放射性降下物の影響を受けるおそれのある地域は、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示（風下をさけ極力風向きと垂直方向）がなされる。
- ・市は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、県知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。

#### ○航空攻撃（核弾頭）

弾道ミサイル攻撃（核弾頭）に準じる。

### （３）時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合

市が要避難地域となった場合は、避難の指示等に基づき、避難住民を市内の避難所等まで誘導する。



**【該当する事態類型と避難上の留意点】**

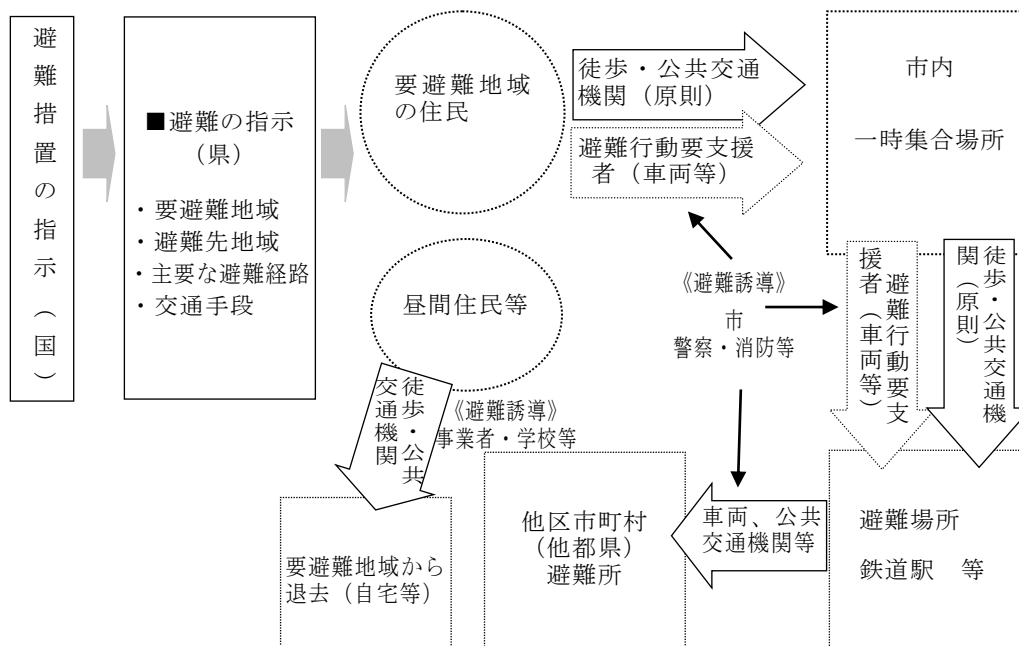
○ゲリラ・特殊部隊による攻撃（施設占拠に伴う周辺住民の避難等）

警察等により周辺の安全を確保した上で、それらの避難誘導に従い避難

**（４）時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合**

市が避難地域となった場合は、避難の指示等に基づき、避難住民を一時集合場所（\*）又は避難場所等を経て、他の区市町村（他都県）まで誘導する。

（\*）ある程度のスペースを持った学校の校庭、神社、仏閣の境内、公園・緑地、団地の広場等で、集合する人々の生活圏と結びついた場所



**【該当する事態類型と避難上の留意点】**

○着上陸侵攻

- ・大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。
- ・このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針、それらに基づく県知事による指示等に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めない。

## 第5章 救援

市と県が互いに連携し、避難先地域や被災地において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために実施する救援の措置について、以下のとおり定める。

### 1 救援の実施

#### (1) 救援の実施

市長は、県知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### (2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、県知事が実施する措置の補助を行う。

#### 【着上陸侵攻への対応について】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な研究・検討を進めていくこととする。

### 2 関係機関との連携

#### (1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、県知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

#### (2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したとき

は、県知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

### **(3) 日本赤十字社との連携**

市長は、事務の委任を受けた場合において、県知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

### **(4) 緊急物資の運送の求め**

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

その際には、武力攻撃事態等の状況、地域の交通や運送物資の優先順位を考慮の上、最も適した運送手段を選択する。その運送経路を決定する際には、県とともに国の対策本部と必要な調整を行う。

市は、県対策本部から受けた運送車両の出発時間と到達時間、救援物資の品目、数量及び運送状況について、関係する避難所に連絡を行う。

### **(5) 受入れを希望する救援物資情報の発信**

避難住民から求められた救援物資については、その内容のリスト及び送り先、運送方法について、住民に公表するよう努める。

## **3 救援の内容**

### **(1) 救援の基準等**

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、県知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

### **(2) 救援における県との連携**

#### **① 救援に関する措置の実施**

市長は、県知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

#### **② 医療活動の実施**

市は、住民に対する医療、救援活動を実施するとともに、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動を実施する。

#### **③ 公営住宅の貸与、応急仮設住宅の供与**

市は、県と連携し、必要に応じ避難住民等に対する公営住宅の貸与、応急仮設住宅の供与を行う。

#### ④ 避難所の運営

市は、県と連携し、あらかじめ定めるマニュアルに基づき、ボランティア、自主防災組織、避難住民等の協力を得ながら避難所の運営を行う。運営にあたっては、避難住民等のプライバシーの確保に配慮する。

#### ⑤ 応援物資の仕分け

市は、県と連携し、あらかじめ定めた体制に基づき、応援物資を仕分けする。

#### ⑥ 傷病者の後方医療施設への搬送

市は、傷病者搬送の要請を受けた場合には、県が受け入れ態勢を確認した収容先医療機関に搬送する。

#### ⑦ 救助資機材の調達要請

市は、保有している救助資機材では対応が困難な場合には、県にその調達を要請する。

## 4 住民に対する医療、救護活動の実施体制

### (1) 医療救護体制

#### ① 災害医療対策本部の構成

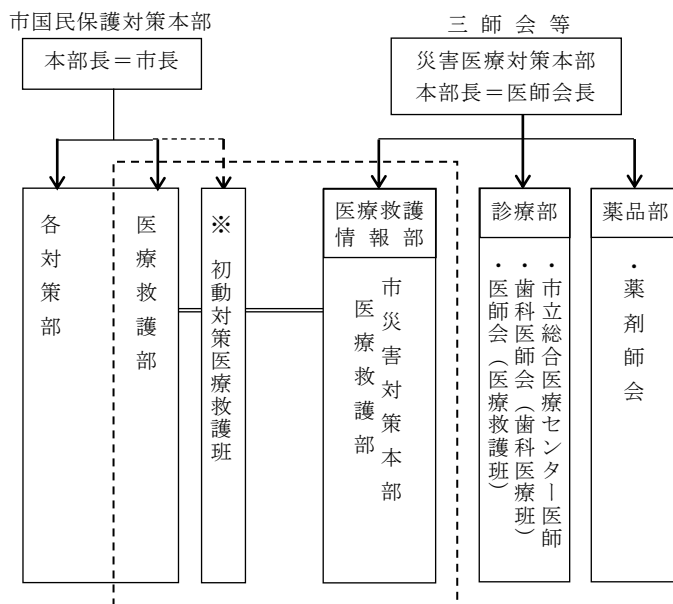
災害医療対策本部の構成員は次のとおり。

- ・ 医師会長（本部長）・ 医師会副会長（本部長代行）・ 歯科医師会長
- ・ 薬剤師会長 ・ 市立総合医療センター医師 ・ 市健康医療部健康政策課長

#### ② 災害医療対策本部の設置場所

災害医療対策本部の設置場所は、中央保健福祉センターとするが、被災の状況により使用が困難な場合には衛生会館とする。

### 【医療救護体制フロー】



※ 印は、あらかじめ市国民保護対策本部で構成する。

### (2) 医療救護の役割分担

市は、三師会等が設置する災害医療対策本部と連絡を密にし、市立総合医療センター及



び市内防災協力医療機関の状況把握に努め、傷病者の救急医療が円滑に行えるように臨機に対応する。

① 国民保護対策本部

- ・ 情報把握
- ・ 応急救護所の開設
- ・ 三師会等への出動要請
- ・ 連絡調整

武力攻撃災害時における医療救護、助産活動の要請及び連絡調整を行う。

- ・ 広域的な応援協力要請

② 災害医療対策本部

市内各医療機関の被災状況をはじめ、傷病者の動向等の情報を市内各医療機関・市災対本部・県松戸健康福祉センター等々あらゆる機関から収集し、国民保護対策本部へ提供し、応急救護所開設を提言するとともに、医療ボランティアの受け入れ派遣調整や医薬品等の調達を行う。

### (3) 医療救護活動

武力攻撃災害の発生時の医療救護及び助産活動は、災害医療対策本部と緊密に連携し、応急救護所及び各防災協力医療機関を中心に実施する。

① 応急救護所

市は、武力攻撃災害が発生し地域内で家屋の倒壊・出火延焼が見られるなど、甚大な被害が発生していると判断したときは、応急救護所を開設し、地域で発生する負傷者を対象として、応急的な医療救護活動を実施する。

② 市内医療機関

応急救護所による医療救護の他、防災協力医療機関等の協力を得て、医療救護活動を行うものとする。

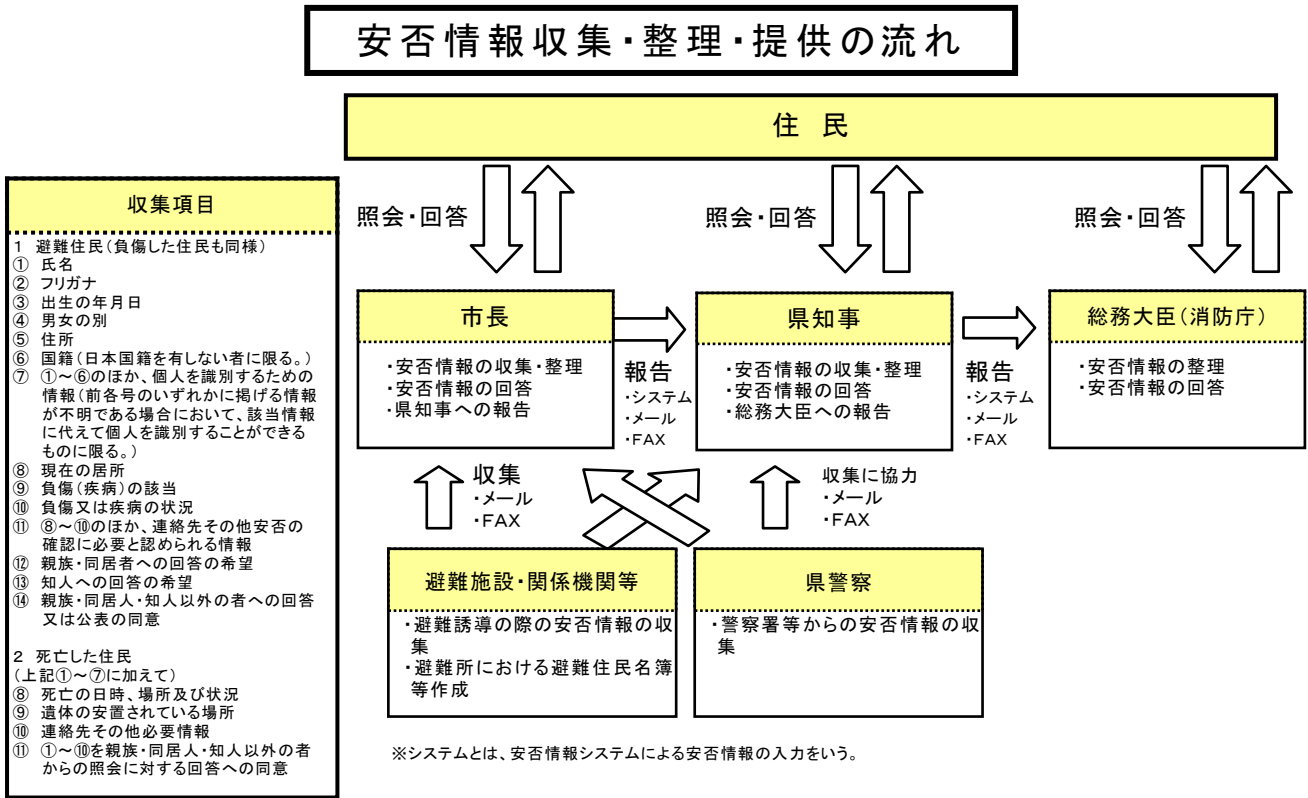
③ 市外医療機関

入院治療等を必要とする傷病者について、市外の受入れ可能な医療機関を把握し、情報を災害医療対策本部へ伝達するとともに、重症者の広域的な緊急搬送を必要とするものについて、災害医療対策本部長より要請を受けた場合、前記搬送体制により適宜実施する。

# 第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



## 1 安否情報の収集

### (1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、警察署への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

### (2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

### (3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

## 2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

## 3 安否情報の照会に対する回答

### （1）安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

### （2）安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要であると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

### （3）個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

## 4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3（2）（3）と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

# 第7章 武力攻撃災害への対処

## 第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

#### (1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

#### (2) 県知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、県知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

#### (3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

### 2 武力攻撃災害の兆候の通報

#### (1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

#### (2) 県知事への通知

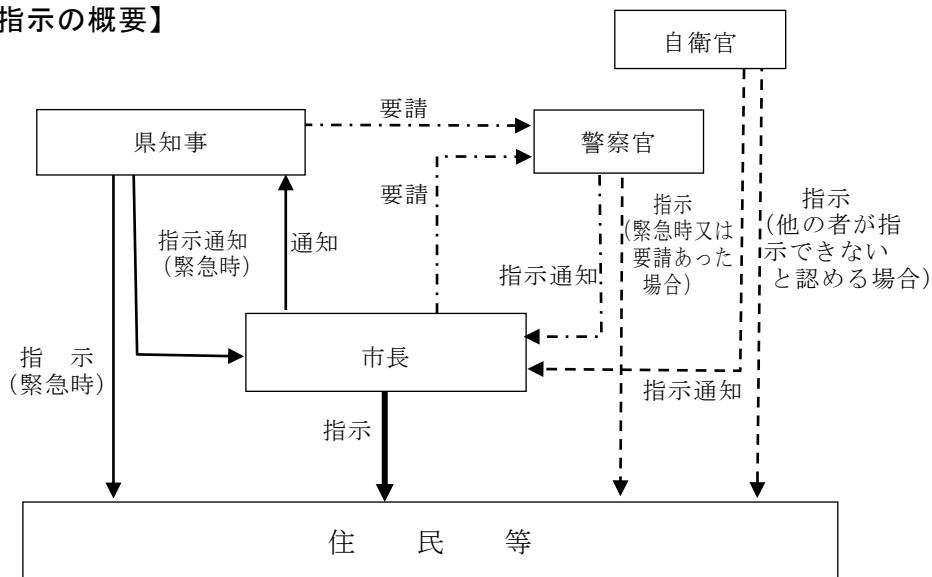
市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を県知事に通知する。

## 第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 退避の指示

#### 【退避の指示の概要】



#### (1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

#### 【退避の指示（例）】

「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

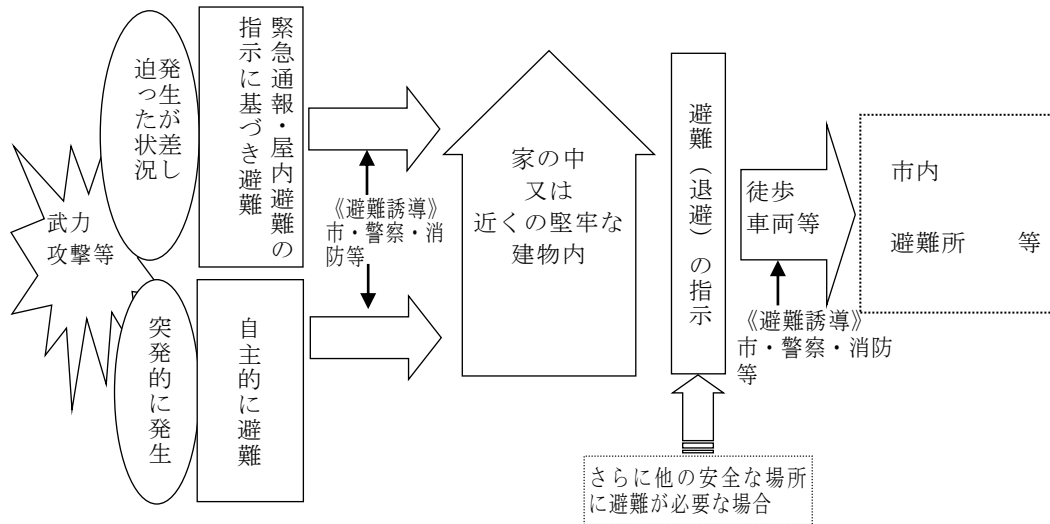
##### ① 屋内への退避の指示

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

ア NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

【屋内退避のイメージ】



【屋内退避の指示（一例）】

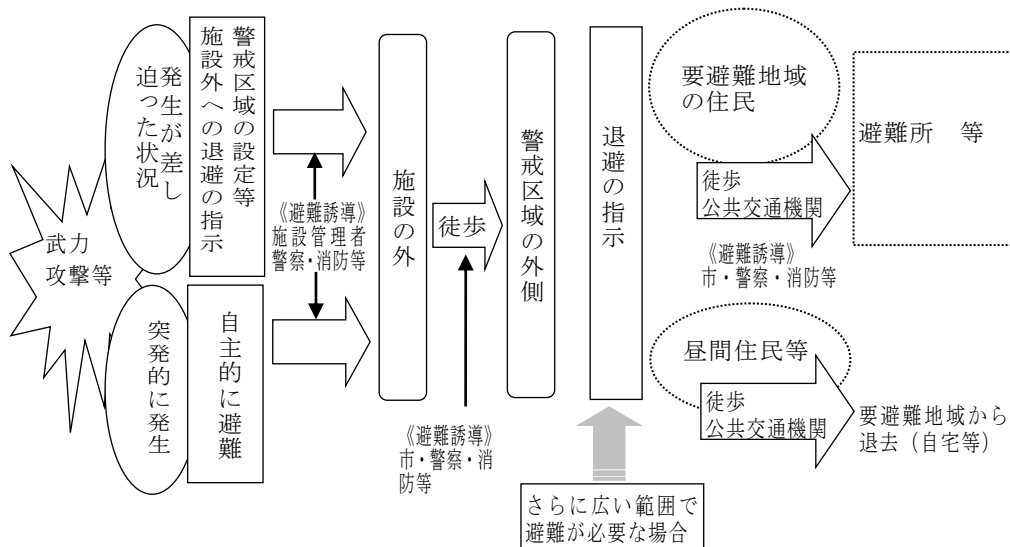
「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。

② 屋外への退避の指示

市長は、住民等が、屋内に留まるよりも、速やかに移動した方がより危険が少ないと考えられるときは、「屋外退避（避難所等への退避）」を指示する。「屋外への退避の指示」は、次のような場合などに行うものとする。

- ・ 駅や大規模集客施設、地下街などの施設の中で、NBC攻撃やテロと判断されるような事態が発生した場合で、屋内においては汚染され、生命、身体に危険が及ぶと判断されるとき。

【屋外退避のイメージ】



## 【屋外退避の指示（例）】

〇〇駅構内にいる者は、△△△の危険があるため、構内放送や職員の誘導に従い、落ち着いて駅外に退避すること。

### （２）退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、県知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 市長は、県知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

### （３）安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、警察及び海上保安部等、他関係機関等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市の職員及び消防職員等が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて警察署、海上保安部等、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

## ２ 警戒区域の設定

### （１）警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

### （２）警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における警察、海上保安部等、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。



武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、警察署、海上保安部等、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 市長は、県知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

### **(3) 安全の確保**

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

## **3 応急公用負担等**

### **(1) 市長の事前措置**

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

### **(2) 応急公用負担**

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

## **4 消防に関する措置等**

### **(1) 市が行う措置**

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警察署等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

### **(2) 消防機関の活動**

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員等の活動上の安全

確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、市消防局及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防局長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

### **(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請**

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、県知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

### **(4) 緊急消防援助隊等の応援要請**

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に基づき、県知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

### **(5) 消防の応援の受入れ体制の確立**

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

### **(6) 消防の相互応援に関する出動**

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、消防局長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

### **(7) 医療機関との連携**

市長は、市消防局及び消防署とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

### **(8) 安全の確保**

① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、警察署等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防、警察、海上保安部等、自衛

隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

- ③ 被災地以外の市長は、県知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、市消防局・消防署と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長、消防局長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

## 第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

### 1 生活関連等施設の安全確保

#### (1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

#### (2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

#### (3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、警察署、海上保安部等、消防機関、その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

### 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

#### (1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

#### ○危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

##### 【対象】

- ① 消防局等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

## 【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

## （2）警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。  
また、市長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

## 第4 NBC攻撃による災害への対処等

市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

### (1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

### (2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

### (3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、警察署、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

### (4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

#### ① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

#### ② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

#### ③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の

特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

### 【生物剤を用いた攻撃の場合における対応について】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

## （５）市長の権限

市長は、県知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、警察署等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

### 【国民保護法第 108 条第 1 項に基づく措置】

	対 象 物 件 等	措 置
1 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2 号	生活の用に供する水	市営水道の管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3 号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5 号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6 号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第 1 号から第 4 号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第 5 号及び第 6 号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

### 【国民保護法施行令第31条に基づく通知(掲示)事項】

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

### （6）要員の安全の確保

市長又は市消防長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。



## 第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、県知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

### ○被災情報の収集及び報告

- ① 市は、電話、MCA無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては消防機関、警察署、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- ④ 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者及び外国人その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

#### (2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

#### (3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

#### (4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

② 市は、地域防災計画の定めに基づいて、県水道局と連携して水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

#### (5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

## 2 廃棄物の処理

### (1) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

### (2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市との応援等にかかる要請を行う。

# 第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、生活基盤等を確保することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

## 1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

## 2 避難住民等の生活安定等

### （1）被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

### （2）公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

## 3 生活基盤等の確保

### （1）水の安定的な供給

市は、県水道局と連携し、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

### （2）公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

# 第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

## （1）特殊標章等

### ア 特殊標章

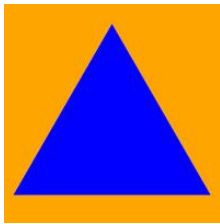
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

### イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）。

### ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



（オレンジ色地に青の正三角形）

表面	裏面												
 <small>（この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白）</small> 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">身長/Height_</td> <td style="width: 33%;">顔の色/Eyes_</td> <td style="width: 33%;">髪の色/Hair_</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血統型/Blood type</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">印章/Stamp</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">所持者の署名/Signature of holder</td> </tr> </table>	身長/Height_	顔の色/Eyes_	髪の色/Hair_	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血統型/Blood type			所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER			印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	
身長/Height_	顔の色/Eyes_	髪の色/Hair_											
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血統型/Blood type													
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER													
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder												
<p><b>身 分 証 明 書</b> IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name _____ 生年月日/Date of birth _____</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____</p> <p>交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry _____</p>													

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

（身分証明書のひな型）

## （2）特殊標章等の交付及び管理

市長、消防局長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 市長

- ・ 市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防局長

- ・ 消防局長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防局長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防局長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

③ 水防管理者

- ・ 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

### （３）特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

# 第4編 復旧等

## 第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

#### (2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

#### (3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求めらる。

### 2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

## 第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

### (1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

### (2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。



## 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

#### (1) 国に対する負担金の請求

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

#### (2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

### 2 損失補償及び損害補償

#### (1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

#### (2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

### 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

# 第5編 緊急対処事態への対処

## 第1章 総論

### 第1 基本的考え方

市は、武力攻撃に準じる大規模テロ等の緊急対処事態においても、国民保護措置に準じて適切に緊急対処保護措置を講じ、対処する必要がある。そのための平素からの備えと対処について基本的な考え方を以下のとおり定める。

市は、武力攻撃に準じる大規模テロ等の緊急対処事態においては、基本指針を踏まえれば、警報の通知及び伝達を除き武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処に準じて緊急対処保護措置を行うこととなる。

一方、今日の安全保障環境に係る国の見解は、従来のような国家間における軍事的対立を中心とした問題のみならず、米国の9・11テロにみられるとおり、国際テロ組織などの非国家主体が重大な脅威であるとしている。

このため本編では、近年高まってきている大規模テロの脅威が我が国にも及んでいる現状、並びに、緊急対処事態においては、発生当初は災害と区別できないことや発生した事態に対して多様な対応が考えられるため、より詳細に記述することとする。

## 第2 事態想定ごとの被害概要

県国民保護計画において想定されている事態のうち、市で想定される緊急対処事態ごとの被害概要は、以下のとおりである。

### 1 攻撃対象施設等による分類

#### (1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	○爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

#### (2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破	○大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
列車等の爆破	

### 2 攻撃手段による分類

#### (1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
放射性物質 ○ダーティボム等の爆発による放射能の拡散	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）の爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎、また、放射性物質による被ばくや、汚染による被害及び不安が生じることである。</li> <li>・ダーティボムの爆発により放射線被ばくや放射性物質により汚染が起きると急性障害や発がんを含む晩発障害が起きることがある。</li> <li>・小型爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。まず、核爆発によって爆心地周辺においては、熱線、爆風及び中性子線やガンマ線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、被ばくや放射性物質による汚染の被害を短期間にもたらすほか、中性子線により放射化された建築物や土壌から放射線が発生したり放射性物質を含んだ降下物が風下方向に拡散し、被害範囲を拡大させる。</li> </ul>
生物剤・毒素 ○炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。</li> <li>・生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既知かどうか等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。</li> <li>・水源地に対する毒素等の混入による被害は、汚染による健康被害及び不安が生じることである。</li> </ul>
化学剤 ○市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般に化学剤は、地形、気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がり人的被害をもたらす。</li> </ul>

## (2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

事態例	被害の概要
○航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ	<ul style="list-style-type: none"><li>・主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。</li><li>・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。</li><li>・爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</li></ul>

## 第3 平素からの備え

緊急対処保護措置を講ずるための、平素からの備えに必要な事項について、NBCテロ及び爆発物を使用したテロを念頭に以下のとおり定める。

### 1 県等との情報交換

市は、住民の避難、救援、被害の最小化等に関する措置を的確に行う上での知見を迅速に入手し、必要な協力を得るため、あらかじめ県等との情報交換を行うものとする。また、市内大規模集客施設等の施設管理者との緊急連絡体制の整備、施設の危機管理及びテロ等の危機情報の共有化等を図るものとする。

### 2 市が管理する公共施設における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、来場者確認の徹底等の不審者対策、警察・消防等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認、職員及び警備員による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発など、警戒等の措置を実施し、施設の種別等に応じた予防対策に努めるものとする。

### 3 対処マニュアル等の共有化

市は、緊急対処事態において、迅速な対応を図るため、県が作成する各種対応マニュアルを基に、市の各種対応マニュアルを整備し、情報の共有化を図るものとする。

また、市が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等における対処マニュアルの整備を図る。

## 第2章 緊急対処事態への対処

### 第1 事態認定前の対処

市は、武力攻撃事態と同様に、緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

そのため、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた住民の避難等の活動を行うなど、事態認定前の対処について、以下のとおり定める。

#### 1 初動時情報連絡体制

市消防局や関係機関からの連絡その他の情報により、市の各部局等が緊急事態の発生を把握した場合は、直ちにその旨を、市長、総務部長及び危機管理課長へ報告するとともに、県等他の関係機関へ連絡する。

また、市の各部局は、第一報に続き、事件の概要、経過、措置等に関する続報についても市長、総務部長及び危機管理課長へ迅速に報告するものとする。

#### 2 国民保護等連絡室の設置

- ① 総務部長は、感染症の異常な発生や大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破など国における緊急対処事態の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手した場合には、市として情報収集・分析を迅速に行うため、国民保護等連絡室を速やかに設置する。国民保護等連絡室は、総務部長など、事案発生時の危機管理に不可欠な少人数の要員により構成する。
- ② 国民保護等連絡室は、市消防局等を通じて当該事案に係る情報収集に努め、県等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。
- ③ 総務部長は、情報分析の結果、緊急対処事態に該当しないことが判明した場合は、国民保護等連絡室を廃止する。

#### 3 国民保護等緊急対策本部の設置

- ① 市長は、国における緊急対処事態の認定につながる可能性のある事案の疑いがある場合に、住民の生命、身体及び財産を保護するために必要な措置を迅速に実施する必要があるときは、国民保護等緊急対策本部を速やかに設置する。
- ② 国民保護等緊急対策本部の組織及び事務局編成は、武力攻撃事態等の認定前の場合と同様とする。

## 4 緊急対処事態対策本部に移行する場合の調整

### (1) 国民保護等連絡室又は国民保護等緊急対策本部の廃止

市は、国民保護等連絡室又は国民保護等緊急対策本部を設置した後に国において事態認定が行われ、本市に対し緊急対処事態対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合に、直ちに市緊急対処事態対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、国民保護等連絡室又は国民保護等緊急対策本部は廃止する。

### (2) 災害対策本部からの移行

市が、事態を大規模事故として判断し、または、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合において、その後、国において事態認定が行われ、緊急対処事態対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、市は、直ちに市緊急対処事態対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。

なお、市緊急対処事態対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

## 第2 市緊急対処事態対策本部の設置等

市が、緊急対処事態対策本部を設置する場合の手順等について、以下のとおり定める。

### 1 市緊急対処事態対策本部の設置手順

#### (1) 市長による市緊急対処事態対策本部の設置

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市緊急対処事態対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合、直ちに市緊急対処事態対策本部を設置する。

また、事前に国民保護等連絡室や国民保護等緊急対策本部を設置していた場合は、市緊急対処事態対策本部に切り替えるものとする。

#### (2) その他設置関連項目

次の設置関連項目については市国民保護対策本部を設置する場合と同様とする。

- ① 市緊急対処事態対策本部員及び同本部職員の参集
- ② 市緊急対処事態対策本部の開設
- ③ 交代要員等の確保
- ④ 代替施設における本部機能の確保

### 2 その他市緊急対処事態対策本部関連事項

次の関連項目については、市国民保護対策本部を設置する場合と同様とする。

- ① 市緊急対処事態対策本部を設置すべき市の指定の要請等
- ② 市緊急対処事態対策本部の組織構成及び機能
- ③ 市緊急対処事態対策本部における広報等
- ④ 市現地対策本部の設置
- ⑤ 市緊急対処事態対策本部長の権限
- ⑥ 市緊急対処事態対策本部の廃止
- ⑦ 通信の確保



### 第3 関係機関相互の連携と主な役割

緊急処理事態認定前後において、危機管理上特に重要となる初動時の関係機関相互の連携について、以下のとおり定める。

#### 1 初動時における連携の基本モデルと主な役割

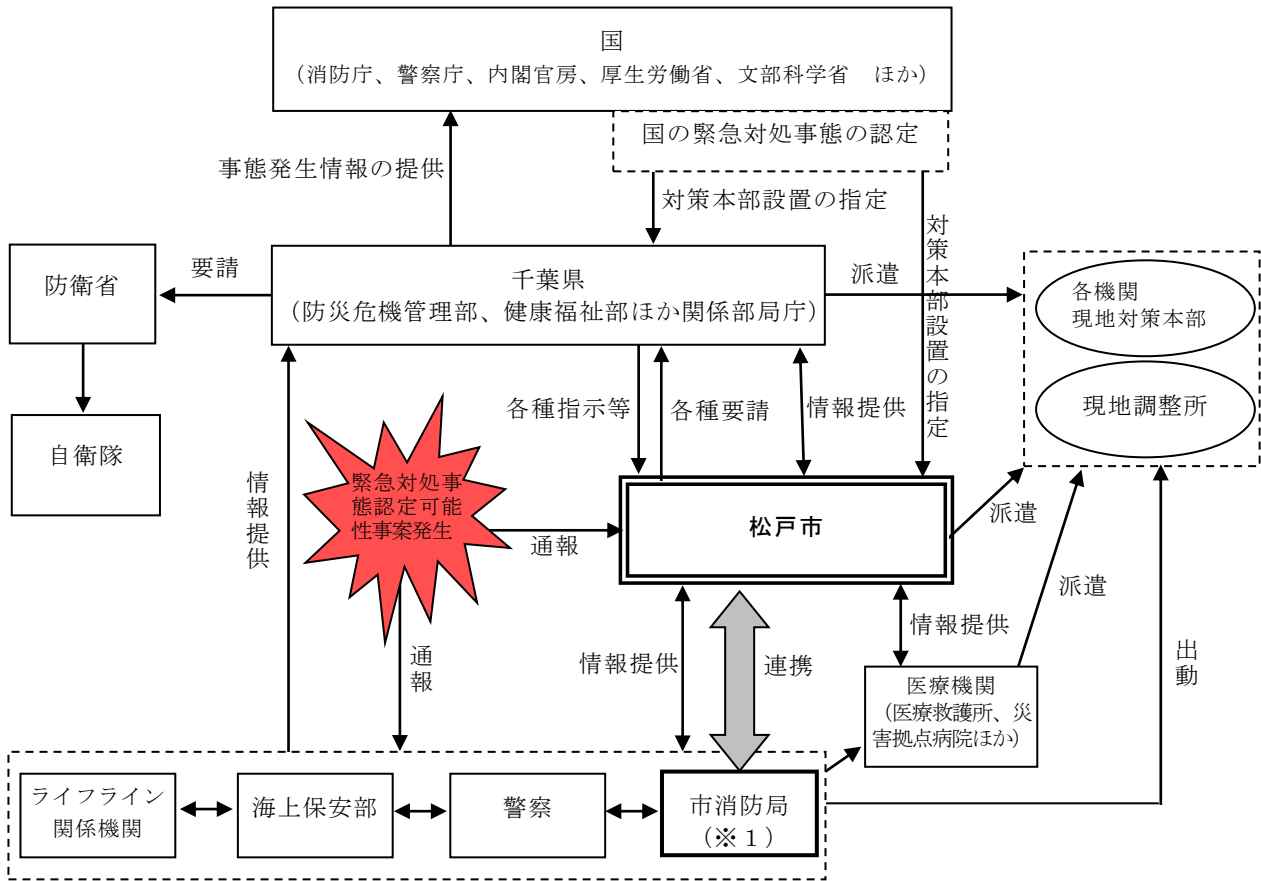
緊急処理事態認定前後における関係機関相互の連携形態は、武力攻撃事態における連携に準じるものとするが、特に初動対応で重要となるのは、市や県と消防、警察等の現地対処機関との連携である。

初動時における現地対処関係機関の主な役割は以下のとおりと想定されており、基本的な連携モデルは、次の(2)のとおり想定される。

##### (1) 緊急処理事態の認定につながる可能性のある事案（以下「緊急処理事態認定可能性事案」という）発生時の主な関係機関の役割

県	情報収集、情報提供、健康相談など
市	情報収集、情報提供など
警察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、簡易検知、検体採取、原因物質の特定、避難誘導、救助、交通規制、捜査活動など
消防	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、一次除染、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送、消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージ、二次除染など
自衛隊	捜索及び救出、除染など
第三管区海上保安本部	情報収集、情報提供、簡易検知、検体採取、救助、船舶回航指導・支援など

## (2) 緊急対処事態認定前後の関係機関連携モデル



※1 千葉北西部消防指令センター

- ※ 「緊急対処事態」の形態は、いわゆるNBCテロや爆発物を使用したテロなど様々であるが、上に示している連携モデルは、事案発生時の各関係機関との連携のイメージを総括的に図示したものである。
- ※ 各関係機関の総合調整は、基本的には現地付近に設置される現地調整所と市役所に設置される緊急対処事態対策本部にて行う。

## 2 使用物質別の相互連携モデルと主な役割

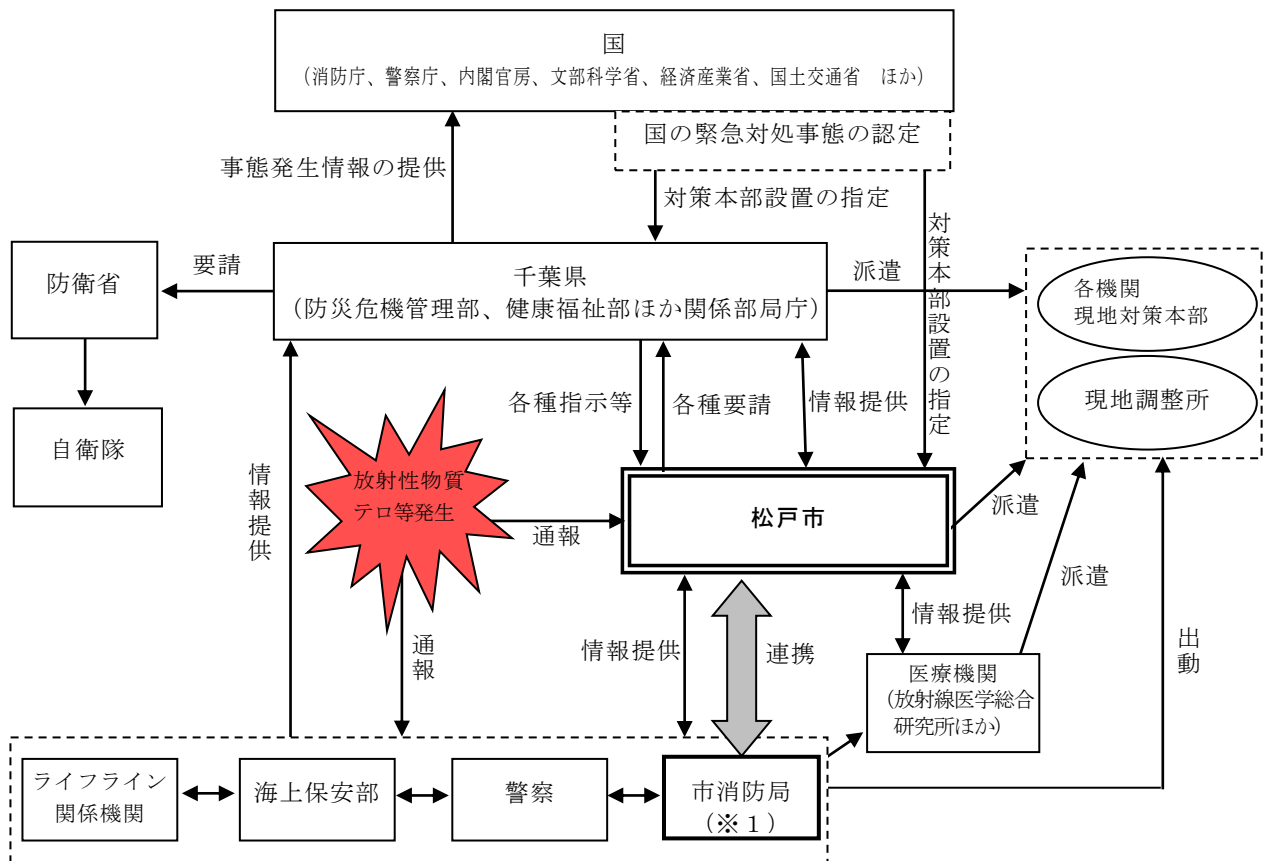
大規模テロなど緊急処理事態認定可能性事案において使用される物質は様々であり、その物質の性質類型ごとの現地対処関係機関の主な役割は以下のとおり想定されており、連携モデル及び発生時の連絡系統図は以下のとおり想定される。

### (1) 放射性物質が使用された緊急処理事態認定可能性事案（以下「放射性物質テロ等」という）

#### ○放射性物質テロ等発生時の主な関係機関の役割

国	情報収集、情報提供、専門家の派遣、モニタリングなど
県	情報収集、情報提供、健康相談、モニタリングなど
市	情報収集、情報提供、避難誘導など
警察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、避難誘導、救助、交通規制、捜査活動など
消防	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、救急搬送、消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージ、除染など
自衛隊	捜索及び救出など
第三管区海上保安本部	情報収集、情報提供、救助、船舶回航指導・支援など

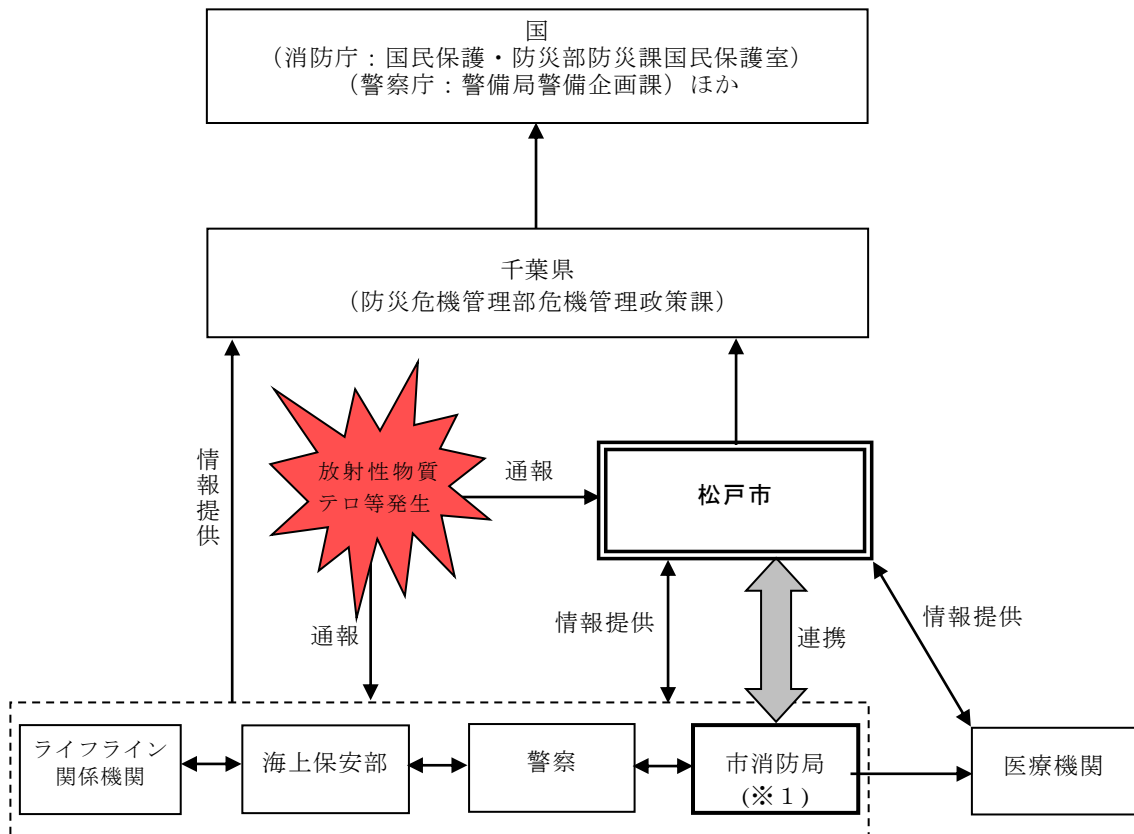
○放射性物質テロ等発生時の関係機関連携モデル



※1 千葉北西部消防指令センター

※ 放射性物質テロの事例としては、大規模な被害が想定されるものとしては、輸送中の放射性物質の近くでトラック爆弾（大量の爆発物を積んだ大型車）を爆破させるということが挙げられる。

○放射性物質テロ等発生時の連絡系統図



※1 千葉北西部消防指令センター

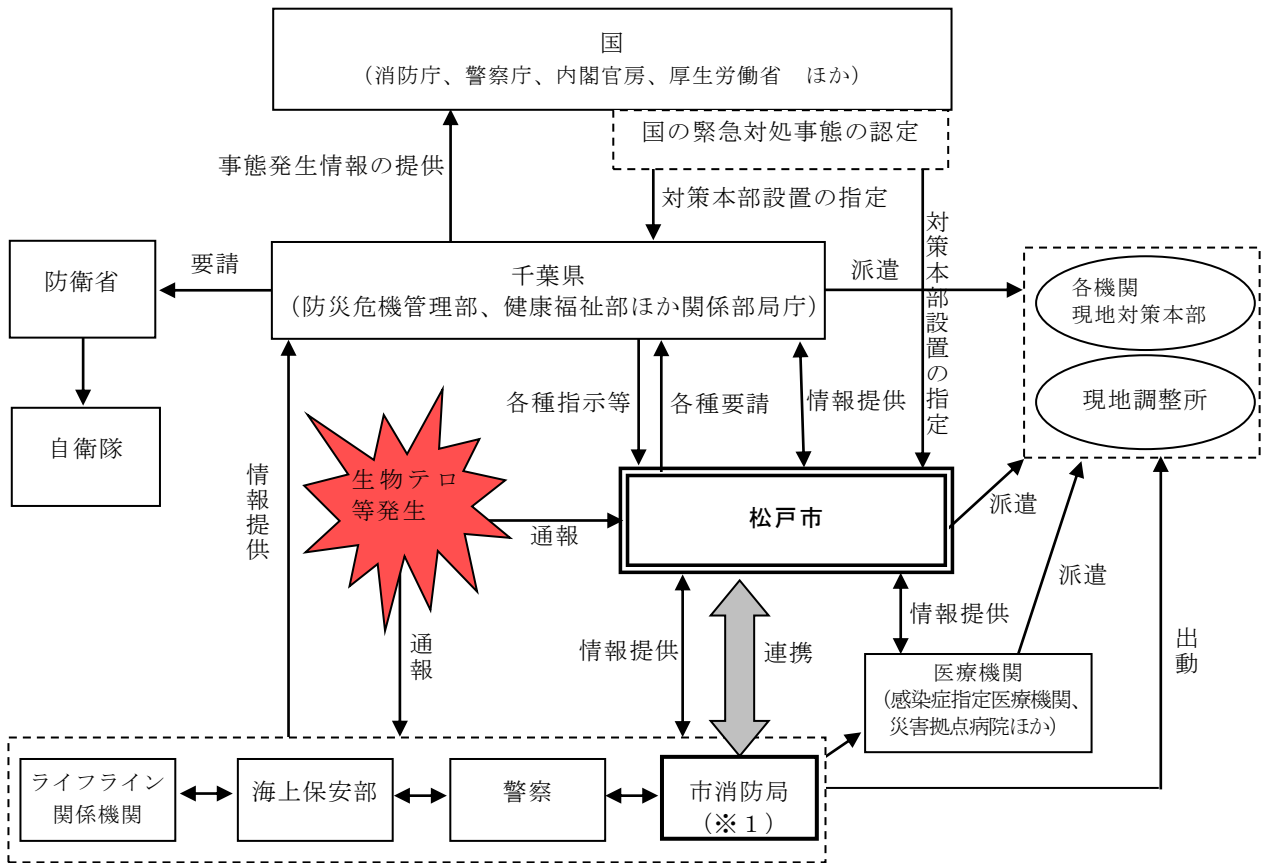
※ 連絡先一覧は資料編記載

## (2) 生物剤が使用された緊急対応事態認定可能性事案（以下「生物テロ等」という）

### ○生物テロ等発生時の主な関係機関の役割

県	情報収集、情報提供、健康相談、感染経路等の調査、生物剤の検出、ワクチン接種（医療機関と協力）、（可能な範囲で）地域・施設の除染、消毒など
市	情報収集、情報提供など
警察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、避難誘導、救助、交通規制、簡易検知、検体採取、捜査活動など
消防	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、被害者の除染（生物剤を含んだ物質を散布されたときなど）、救急搬送など
医療機関	救急医療、健康福祉センター（保健所）への届け出など
自衛隊	捜索及び救出、除染など
第三管区海上保安本部	情報収集、情報提供、簡易検知、検体採取、救急搬送、立入制限など

○生物テロ等発生時の関係機関連携モデル

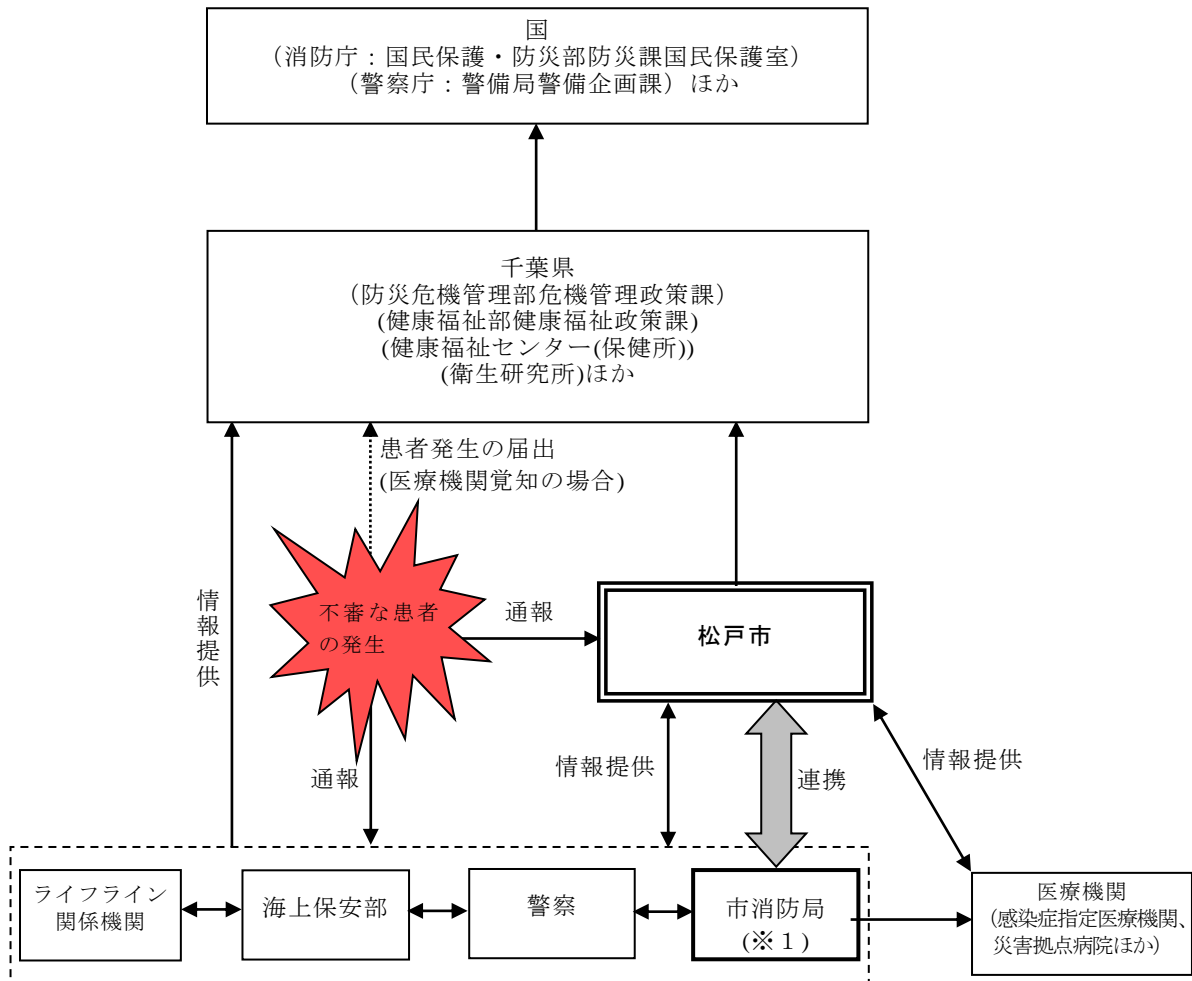


※1 千葉北西部消防指令センター

※ ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であることに留意する。

○生物テロ等発生時の連絡系統図

・不審な患者が発生した場合

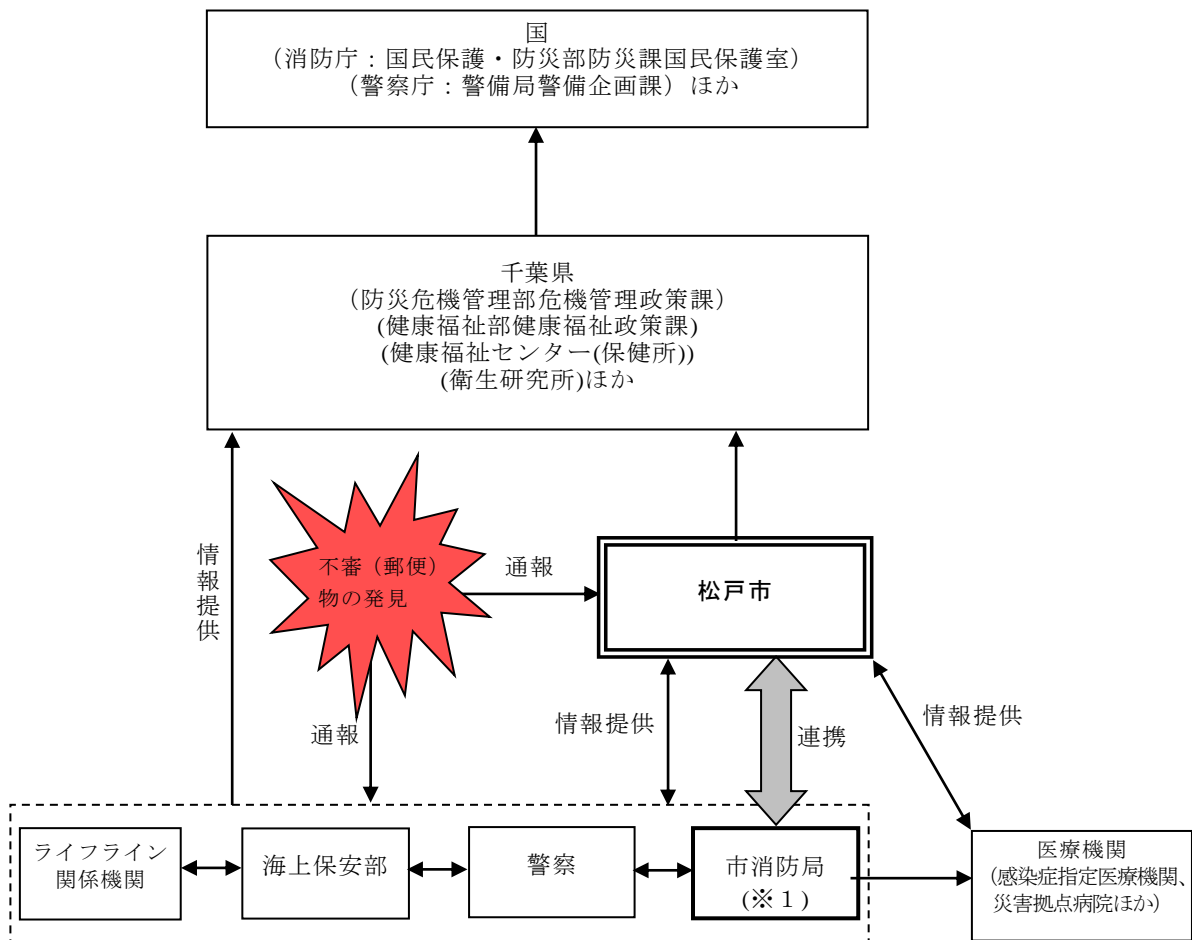


※1 千葉北西部消防指令センター

※ 連絡先一覧は資料編記載



・不審（郵便）物が発見された場合



※1 千葉北西部消防指令センター

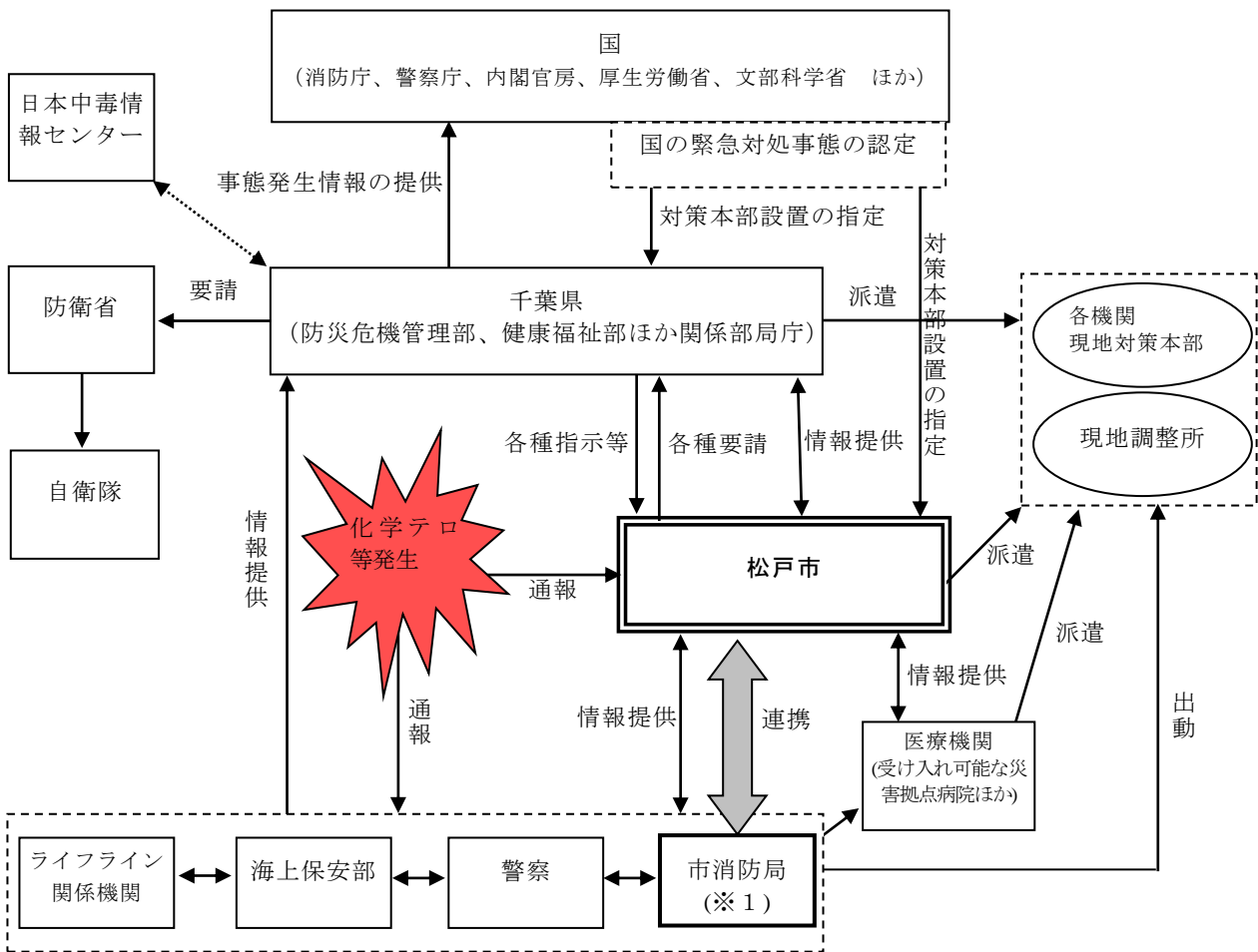
※ 連絡先一覧は資料編記載

### (3) 化学剤が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下、「化学テロ等」という）

#### ○化学テロ等発生時の主な関係機関の役割

県	情報収集、情報提供、健康相談など
市	情報収集、情報提供など
警察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、交通規制、簡易検知、検体採取、原因物質の特定、捜査活動など
消防	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、立入禁止区域等の設定、被害者の一次除染、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送など
医療機関	救急医療、トリアージ、被害者の二次除染など
自衛隊	捜索及び救出、除染など
第三管区海上保安本部	情報収集、情報提供、簡易検知、検体採取、救助、船舶回航指導・支援など

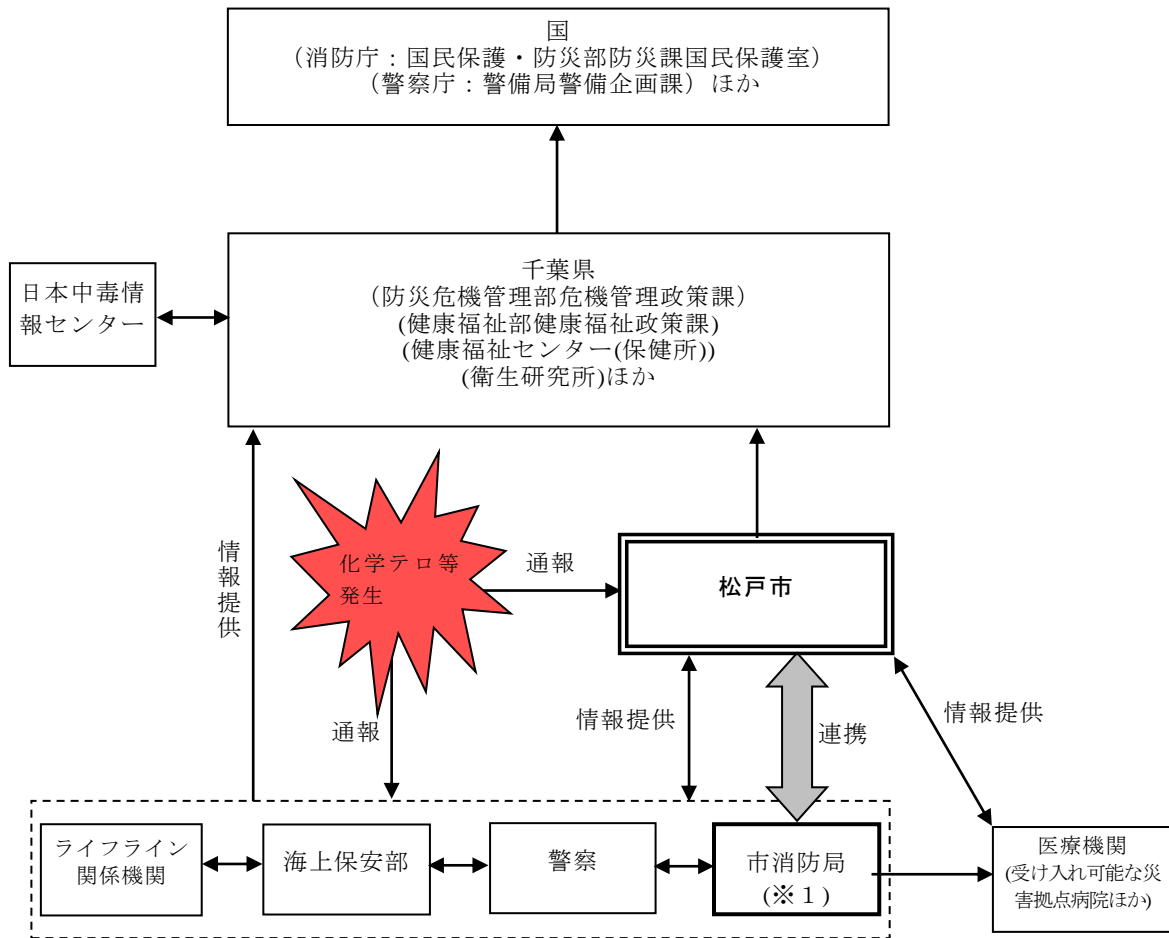
○化学テロ等発生時の関係機関連携モデル



※1 千葉北西部消防指令センター

※ (財)日本中毒情報センター：テロに使用された物質に関する助言を行う。(除染剤、除染方法、処理方法など)

○化学テロ等発生時の連絡系統図



※1 千葉北西部消防指令センター

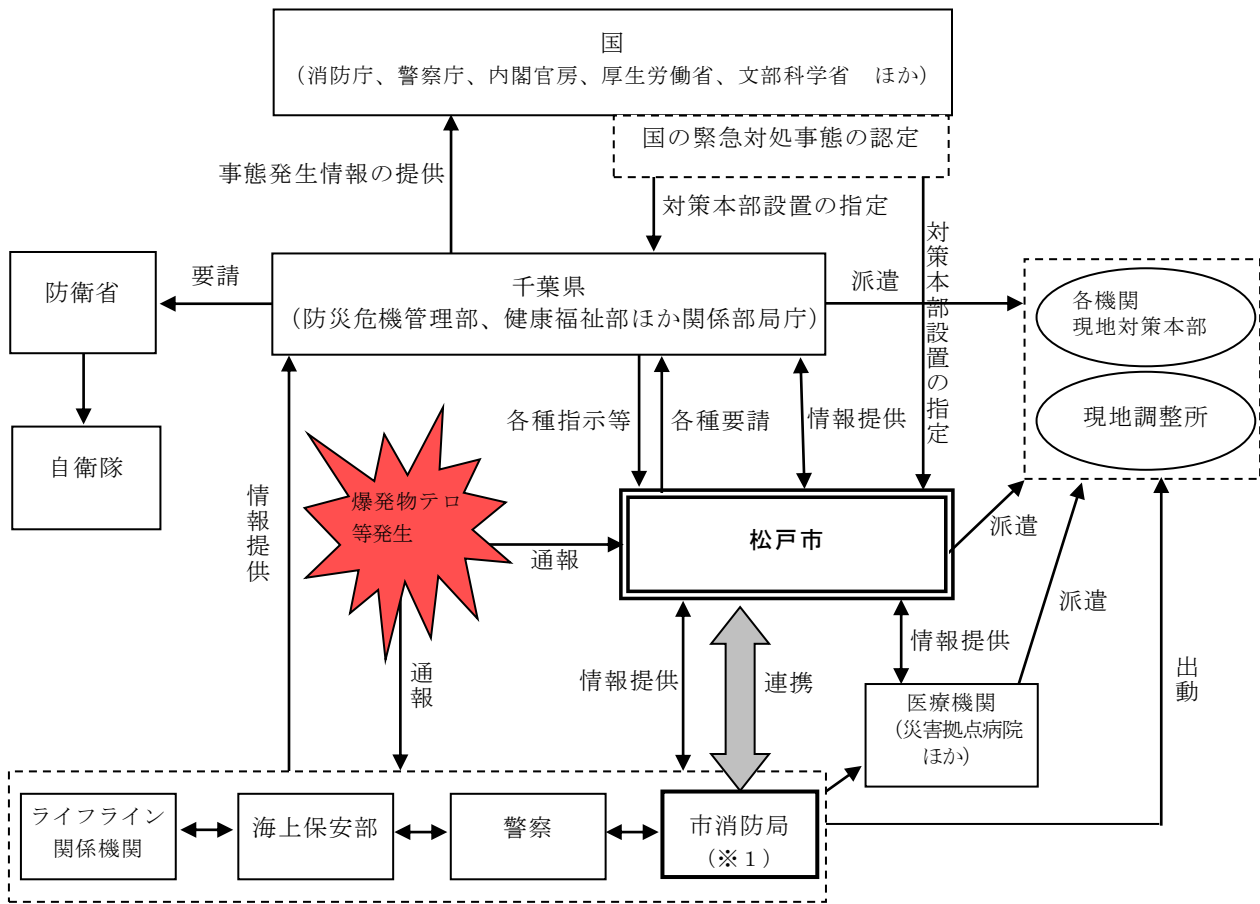
※ 連絡先一覧は資料編記載

#### (4) 爆発物が使用された緊急対応事態認定可能性事案（以下、「爆発物テロ等」という）

##### ○爆発物テロ等発生時の主な関係機関の役割

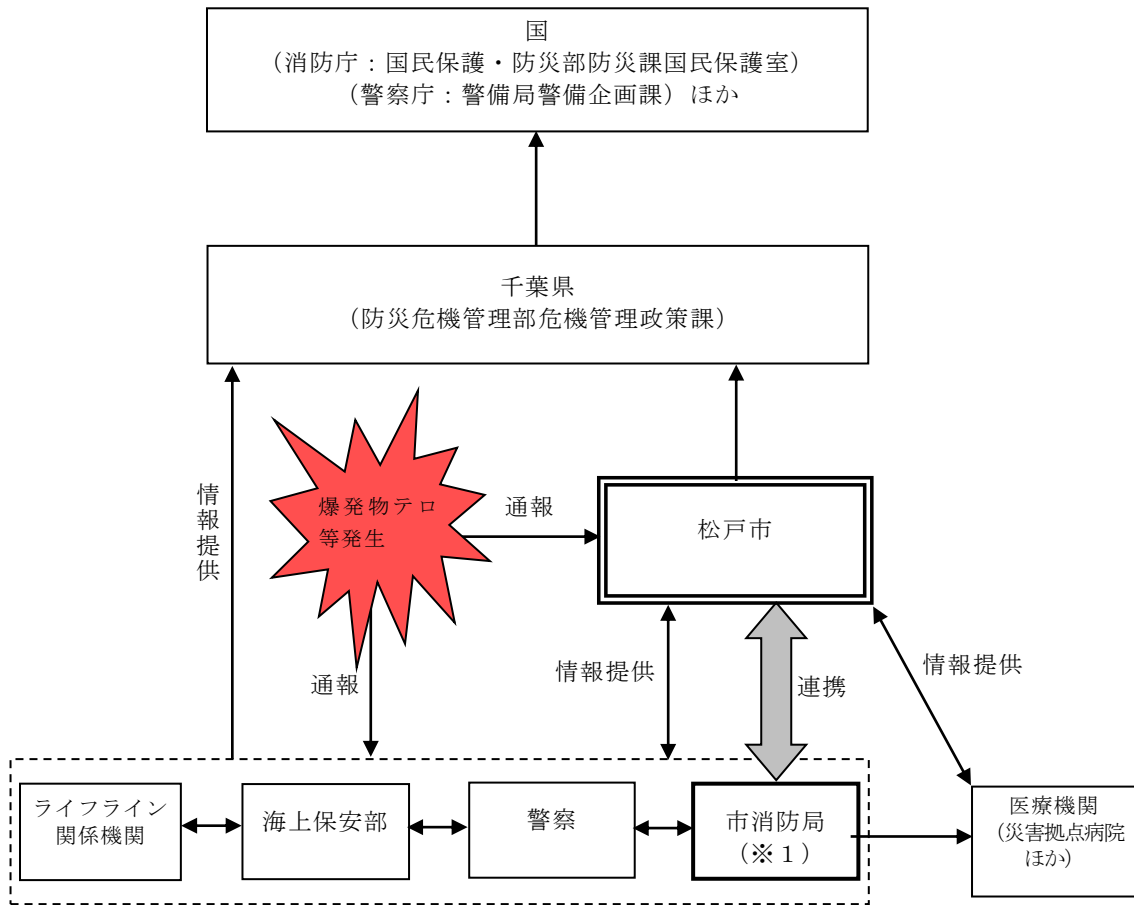
県	情報収集、情報提供、健康相談（自衛隊派遣要請）など
市	情報収集、情報提供など
警察	情報収集、情報提供、現場の保存、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、交通規制、捜査活動など
消防	情報収集、情報提供、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送、消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージなど
自衛隊	捜索及び救出など
第三管区海上保安本部	情報収集、情報提供、救助、救急搬送、船舶回航指導・支援など

○爆発物テロ等発生時の関係機関連携モデル



※1 千葉北西部消防指令センター

○爆発物テロ等発生時の連絡系統図



※ 連絡先一覧は資料編記載

※ 1 千葉北西部消防指令センター

## 第4 緊急対処事態への対処上の留意点

緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、前記したように、原則として、武力攻撃事態等への対処に準じて行うこととする。その取扱い上の留意すべき点について以下のとおり定める。

### 1 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

### 2 赤十字標章等の標章の取扱い

赤十字標章等及び特殊標章等は、国際的な武力紛争において使用されるものであることから、武力攻撃事態等における赤十字標章等の標章に関する法の規定は、国際的な武力紛争ではない緊急対処事態には準用されていないので留意する。

### 3 国民経済上の措置の取扱い

武力攻撃事態が長期にわたる場合を前提とした、国民経済上の措置に関する規定(生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予等に関する規定)は、長期にわたるものと想定していない緊急対処事態には準用されていないので留意する。



# 松戸市国民保護計画

平成 19 年 4 月 1 日 発行

令和 5 年 9 月修正

編集 松戸市 総務部 危機管理課

〒271-8588 松戸市根本 387-5

TEL 047-366-1111 (代)